

労働保険事務組合

事務処理ハンドブック

(令和2年7月)

広島労働局総務部 労働保険徴収課

目 次

第1章 労働保険事務組合

1 労働保険事務組合制度の目的	1
2 労働保険事務組合制度とは	1
(1) 団体性	1
(2) 事務組合の責任等	2
(3) 事務組合の業務	2
(4) 事務組合への通知	3
(5) 事務組合業務の会計処理	4
(6) 法定帳簿	5
(7) 帳簿、書類の保存年限	12
(8) 認可取消	13
(9) 認可事項の変更	13
(10) 労働保険番号	16

第2章 年間業務

1 年間業務の主な流れ	18
2 年度更新	19
(1) 年度更新とは	19
(2) 年度更新の流れ	26
3 一般拠出金	26
(1) 一般拠出金とは	26
(2) 石綿健康被害救済制度とは	26
(3) 申告・納付の対象者は	26
(4) 申告・納付方法	27
(5) 算定方法	27
(6) 一括有期事業の場合の注意事項	27
4 概算保険料の増減修正	27
(1) 増減修正とは	27
(2) 増減修正の期限	28
(3) 提出書類	28
5 増減修正の事務処理	28
(1) 増額の事業場のみの場合の考え方（増額修正）	28

(2) 減額の事業場のみの場合の考え方（減額修正）	35
(3) 滞納が無い場合の減額修正	35
(4) 滞納がある場合の減額修正	44
(5) 増額と減額の両方の事業場がある場合（増・減修正）	48
(6) 減額修正に関する留意点	49
6 滞納について	55
(1) 保険料の納付について	55
(2) 滞納事業場報告	55
(3) 督促状況報告	56
(4) 納入事業場報告	56
(5) 督促状	56
(6) その他	56
7 内部調整金（滞納充当）	60
8 確定修正について	62
(1) 確定修正とは	62
(2) 確定修正に必要な書類	63
9 労働保険事務組合報奨金	71
(1) 労働保険事務組合報奨金とは	71
(2) 支給要件	71
(3) 支給額	71
(4) 区分経理について	72
(5) 厚生労働省が定める支出内容	72
(6) 報奨金（電子化分）について	72

第3章 日常業務

1 労働保険	73
(1) 労働保険とは	73
(2) 労働保険の保険関係とは	73
2 事業とは	73
(1) 継続事業の単位	73
(2) 「当然適用事業」と「任意適用事業」	74
(3) 「一元適用事業」と「二元適用事業」	75
(4) 「継続事業」と「有期事業」	75
3 事務処理を委託することができる事業場の範囲	76
(1) 事業の規模	76

4	労働保険事務組合が行うべき届出事務等	77
(1)	労働保険事務の処理を委託されたとき	77
(2)	労働保険事務処理の委託を解除するとき	81
(3)	委託事業場の名称・所在地等に変更があったとき	85
5	継続事業の一括について	90
(1)	継続事業の一括とは	90
(2)	認可申請手続	90
(3)	認可があったときは	91
(4)	注意事項	91
6	メリット制の概要	95
(1)	メリット制とは	95
(2)	メリット制の目的	95
(3)	事業の規模とメリット制の適用	95
(4)	メリット制の適用対象	96
(5)	労災保険率の増減の基準	96
(6)	メリット労災保険率の算定方法	97
(7)	メリット労災保険率の適用年度	97

第4章 特別加入

1	特別加入制度の概要	98
(1)	制度の趣旨	98
(2)	特別加入者の範囲	98
2	中小事業主等の特別加入（第一種特別加入）	98
(1)	中小事業とは	98
(2)	中小事業主等とは	99
(3)	特別加入の要件	99
(4)	特別加入の申請	100
(5)	給付基礎日額	101
(6)	第一種特別加入の労災保険料	102
(7)	特別加入に関する変更の手続き	103
(8)	特別加入の脱退	104
3	第一種特別加入者の補償の対象となる範囲について	104
(1)	業務災害について	104
(2)	通勤災害について	105
4	注意事項	105
5	例外的な取扱について	109

(1) 包括加入の原則の例外	109
(2) 特別加入者の継続委託	110
(3) 委託変更	110
6 海外派遣者の特別加入（第三種特別加入）	114
(1) 特別加入できる者	114
(2) 特別加入の申請手続	114
(3) 特別加入者の保険料	116
(4) 特別加入後の変更、脱退等の手続	117

第5章 その他

1 国の口座振替について	119
(1) 国の口座振替制度とは	119
(2) 対象となる労働保険料	119
(3) 口座振替納付日	119
(4) 利用申し込み	119
(5) 届出事項の変更	120
(6) 制度利用をやめるとき	120
(7) 各種書類の提出期間	120
(8) 注意事項	120
2 事務組合の廃止について	120
3 労働保険事務組合総合コンピュータシステムについて	121
4 電子申請について	123

参考資料

公共職業安定所一覧	124
労働基準監督署一覧	125

凡 例

- 労働保険の保険料の徴収等に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・徴収法
- 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令・・・・・・・・・・・・徴収法施行令
- 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則・・・・・・・・・・・・徴収法施行規則
- 労働者災害補償保険法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・労働者災害補償保険法
- 労働者災害補償保険法施行令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・労働者災害補償保険法施行令
- 労働者災害補償保険法施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・労働者災害補償保険法施行規則
- 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・失保法等の一部改正法
- 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律・・・・・・・・整備法
- 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令・・・・・・・・整備令

第1章 労働保険事務組合

1 労働保険事務組合制度の目的（徴収法第33条）

労働保険には、保険加入手続きや保険料の申告・納付、その他雇用保険の被保険者に関する手続きなど各種手続きがありますが、中小事業主にとってはその事務が負担となり、労働保険適用の隘路となっています。そこで、事業主の委託を受けて労働保険に関する各種手続きを行うことにより、中小事業主の事務処理負担を軽減することで労働保険制度の適用促進及び適正な労働保険料の徴収を図ることを目的として定められた制度が「労働保険事務組合制度」です。

2 労働保険事務組合とは

（1）団体性（徴収法第33条1項）

労働保険事務組合（以下、「事務組合」という）の業務は、徴収法第33条2項により厚生労働大臣の認可を受けた団体又は連合団体（以下「団体等」という。）が行える業務です。

この「団体等」とは、徴収法第33条1項で次のイまたはロのいずれかに規定されています。

イ 中小企業等協同組合法第3条の事業協同組合又は協同組合連合会

具体的には、次の団体です。

- ・ 事業協同組合
- ・ 事業協同小組合
- ・ 信用協同組合
- ・ 協同組合連合会
- ・ 企業組合

ロ 事業主の団体又はその連合団体

徴収法が、認可の対象としている団体等の性質は、同法施行規則第63条第2項に規定される「認可申請時に添付すべき書類」から定義されます。

同条では、定款・規約・貸借対照表・損益計算書等といった、企業・事業体でなければ通常整備していない書類を認可申請時に添付するよう要求しています。

つまり、認可の対象となる団体等は、法人であるかどうかは問わないが、**形式においても実態においても企業・事業体に匹敵する組織であって、かつその構成員が事業主であるもの**となります。

また、事務組合業務は上述の団体等が行う業務の一つとして位置づけられるものであって、「事務組合」という団体が存在するわけではありませんし、一つの事業場が「事務組合」となるわけでもありません。「事務組合」という呼び方は、団体等が持つひとつの性格を捉えたものでしかないのです。

団体性が必要であるということは、認可後においても同様です。一旦認可されたからといって、団体性がなくなれば当然の帰結として事務組合も消滅します。したがって、事務組合

業務を行うためには団体性が継続していることが必要です。団体性が継続していることを確認する一つの方法として、毎年、総会等で議決された当該事業年度の事業計画・収支予算、前事業年度の事業報告・収支決算（以下「総会資料等」という。）を提出しなければならないことになっています。なお、総会資料等の提出は、事務組合の運営状況の報告に代わるもので、認可の際の遵守事項としても示されています。総会資料等は、事務組合を管轄する労働基準監督署又は公共職業安定所を経由して広島労働局へ2部提出してください。

（2）事務組合の責任等（徴収法第35条）

事務組合は、事業主の代理人として労働保険事務を処理するものです。一方、政府との間においては、次のような通常の代理以上の責任を負うこととなります。

イ 委託事業主から交付を受けた金額の限度で、政府に納付する責任。

ロ 事務組合の責任によって生じた追徴金、延滞金については事務組合が納付する責任を負う。

【事務組合の責任と判断される例】

- 委託事業主が事務組合事務処理規約等に規定する期限までに、確定保険料申告書を作成するための事実（賃金等の報告など）の報告をしたにもかかわらず、事務組合が申告期限までに確定保険料を申告しないため、政府が確定保険料を認定決定し、その追徴金を徴収することとした場合。
- 督促状を受けた事務組合が、その督促を委託事業主に通知しないために生じる延滞金。
- 委託事業主から交付を受けた金銭を、速やかに納付しない場合に生じる延滞金。

ハ 事務組合に納付の責任がある労働保険料等は、事務組合に対して滞納処分（差押等）を行います。それでも足りない場合には委託事業主からも徴収できます。

委託事業主が事務組合に対して保険料を交付していても、事務組合が政府に納付しない場合は、まず事務組合に納付責任があり、それでも足りない場合に委託事業主に対して徴収することがあります。委託事業主が事務組合に保険料を交付する行為は、あくまで団体等の内部的な行為であり、納付の責任を免れたわけではありません。

ニ 不正に受給された労災給付、失業給付にかかる法律関係においては、事務組合が事業主とみなされます。したがって、不正が事務組合の虚偽の届出、報告又は証明である場合は、その事務組合は、不正受給者と連帯して返還の責任を負います。

（3）事務組合の業務（徴収法第33条1項）

事務組合が行える業務の範囲は、徴収法第33条1項に「労働保険料の納付その他の労働保険に関する事項（印紙保険料に関する事項を除く）」と規定されています。

具体的には次のとおりです。

- イ 労働保険料及びこれにかかる徴収金の申告、納付に関する事務
- ロ 雇用保険の被保険者の資格取得、喪失、転勤等の届出その他雇用保険の被保険者に関する届出等に関する事務
- ハ 保険関係成立届、任意加入申請書、雇用保険の事業所設置等の届出等に関する事務
- ニ 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ホ 労働保険事務処理委託、委託解除に関する事務
- ヘ その他労働保険についての申請、届出、報告等に関する事務

これらを総称して「労働保険事務」と呼んでいます。

事務組合業務は、委託事業主の代理として各種手続きを行うものであり、事務遂行能力を持っていることが認可の条件です。したがって、認可を受けた団体等が、他者（団体等を構成しないもの）に労働保険事務を再委託することは事務組合の趣旨から大きく逸脱することとなり、固く禁じられています。また、再委託は認可取消の対象となります。

〔労働保険事務組合として他に委託することが適当でない事務〕

- 労働保険事務組合の運営に関する総会等の開催
- 労働保険料の管理及び政府への納付
- 労働保険事務組合の運営に関わる会計帳簿等の管理・記載
- 内部監査の実施
- 関係行政機関への書面の提出

（４）事務組合への通知（徴収法第 34 条）

事務組合は事業主を代理して労働保険事務を行いますので、政府が事務組合に対して行う一定の通知が、事業主に対して行ったものとしてみなされる場合があります。したがって、この通知を受けた事務組合は速やかに委託事業主に取り次ぐなどの措置を行う必要があります。

この通知の対象となる主な事項は次のとおりです。

- イ 保険料の充当についての通知
- ロ 督促状による督促
- ハ 還付金
- ニ 追徴金
- ホ 延滞金
- ヘ 雇用保険の被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことを確認した場合における公共職業安定所長の通知
- ト 特別加入の承認をした場合における労働局長の通知
- チ 保険料引き上げによる概算保険料の追加納付額

(5) 事務組合業務の会計処理

事務組合には、委託事業主から交付を受けた保険料を政府に納付するという重要な責務があります。また、認可を受けた団体等は、事務組合業務以外の団体等本来の業務も行っていますのでこの会計と保険料の会計を区別する必要があります。

以上のことから、事務組合業務の会計処理は次の点に厳重に注意をして行う必要があります。

イ 金銭の管理、経理の基本的な手法については各事務組合の事務処理規約で明確に規定する必要があります。

ロ 保険料や延滞金、追徴金などの経理は、事務組合の母体団体の経理と区別して特別会計として管理する必要があります。そのため、次のように管理してください。

(イ) 特別会計は、現金出納簿などにより金銭の動きを管理してください。

(ロ) 特別会計の専用口座（原則、決済用預金に該当する預金とする）を設けてください。

その際、預金通帳と印鑑の管理責任者を別にするなど、管理、けん制体制を確立してください。

(ハ) 特別会計の定期的な監査を行い、毎年一回、母体団体の総会等の議決機関において保険料の徴収・納付状況を報告してください。

特別会計において管理するものは次のとおりです。

- 保険料
- 延滞金
- 追徴金
- 国からの還付金
- 労災保険の不正受給にかかる連帯徴収金（労災保険法第 12 条の 3 第 2 項）
- 労働保険料滞納期間中の事故又は故意・重過失による事故に基づく労災給付の費用にかかる徴収金（労災保険法第 31 条 1 項）
- 雇用保険の失業給付の不正受給にかかる連帯徴収金（雇用保険法第 10 条の 3 第 2 項）

ハ 国から事務組合に対して支給される報奨金や助成金、委託事業主から領収した委託手数料などは、特別会計専用口座とは区別して管理してください。

委託事業主から交付を受けた労働保険料等について次のような扱いがあった場合は事務組合認可の取り消し対象となります。

- 交付を受けた労働保険料等を他の委託事業主の労働保険料等として流用すること。
- 政府に納付する以外の目的で、一時的にでも流用すること。

(6) 法定帳簿（徴収法第 36 条、同法施行規則第 68 条）

事務組合は多数の事業主の委託を受けて労働保険事務を代行します。したがって、労働保険に関する法律関係を明らかにするため、次の帳簿を備えておく必要があります。

なお、総コン利用組合は、①と②を総コンにより印書しています。

- ① 労働保険事務処理委託事業主名簿（様式第 16 号・組機様式第 4 号）
末尾ごとに枝番号順で委託事業場を管理する帳簿です。委託事業場の名称、所在地等を記載します。
- ② 労働保険料等徴収及び納付簿（様式第 17 号・組機様式第 11 号）
委託事業主からの保険料の交付状況と事務組合の納付状況を記す帳簿です。
- ③ 雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿（様式第 18 号）
委託事業場の雇用保険被保険者の取得、喪失状況を記す帳簿です。

見本

〇〇〇〇労働保険事務組合会計
収支決算書

自:令和〇〇年4月 1日

至:令和〇〇年3月31日

労働保険料特別会計

(単位 円)

		金額	摘要
収入	1 労働保険料	50,000,000	委託事業主より交付を受けたもの
	2 一般拠出金	48,535	
	3 追徴金	4,000	
	4 延滞金	7,000	
	5 還付金	20,000	
	6 預金利息	300	保険料専用口座に記載されたもの
	合計	50,079,835	
支出	1 労働保険料	49,800,000	国へ納付
	2 労働保険料の還付金	200,000	内部処理からの還付
	3 一般拠出金	48,535	
	4 追徴金	4,000	
	5 延滞金	7,000	
	6 国からの還付金	20,000	
	7 預金利息	300	利息を一般口座へ
	合計	50,079,835	

労働保険事務組合一般会計

(単位 円)

		金額	摘要
収入	1 報奨金	1,200,000	
	2 助成金		
	3 委託手数料	1,000,000	
	4 母体会計から受入		
	5 預金利息	400	300円(特別会計から繰り入れ)
	6 前年度からの繰越	30,000	
	合計	2,230,400	
支出	1 人件費	1,200,000	事務組合業務に係る賃金
	2 賃貸借料	600,000	
	3 旅費	100,000	
	4 積立金	150,000	退職金積立計画による
	5 パソコン等リース費	60,000	
	6 各種会費	50,000	
	7 水光熱費		
	8 消耗品費	50,000	
	9 会議費		
	10 通信費		
	11 母体会計へ振替		
	12 その他	10,000	口座振替取扱い費
	13 繰越金	10,400	
合計	2,230,400		

監査の結果、適正であることを認めます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇〇〇労働保険事務組合
監査役

印

労働保険事務等処理委託事業主名簿

労働保険番号		府県庁管轄		基幹番号		枝番号											
34301912340																	
① 事業場の区分	② 枝番号	③ 労働者の通数の有無	④ 保険関係区分	⑤ 事業の名称 (事業主の氏名)	⑥ 事業場の所在地	⑦ 事業の種類	⑧ 委託年月日	⑨ 委託解除年月日	⑩ 特別加入に関する事項				⑪ 雇用保険事業所番号				
									特別加入者の氏名	承認年月日	脱退年月日	給付基礎日額					
乙 A	001	有・無	① 労災保険 ② 雇用保険	南広島総合印刷 広島城	広島市中区基町10-30 電話(082)-(228)0521番	印刷業	059.5.5		広島城 広島町子 広島美恵子	H1.3.1 H1.3.1 H1.3.1		10,000 8,000 5,000	3401-013579-8				
丙 A	002	有・無	① 労災保険 ② 雇用保険	東産集 東一郎	広島市東区光丘13-7 電話(082)-(264)1011番	広告業	061.4.1						3414-201012-8				
甲 A	003	有・無	① 労災保険 ② 雇用保険	南西条鋳造 西条元樹	東広島市西条町手家6479 電話(082)-(422)2226番	鋳鋼製造	H2.4.1	H9.1.20					3402-102003-4				
乙 A	004	有・無	① 労災保険 ② 雇用保険	南光南住宅セン- 吉島剛	広島市中区光南5-2-65 電話(082)-(273)0266番	不動産 賃貸業	H4.7.20						3401-106101-4				
乙 A	005	有・無	① 労災保険 ② 雇用保険	さくら理容室 桜周二	広島市西区田方2-1646 電話(082)-(273)2291番	理容業	H6.10.6		桜周二	H6.10.6		3,500	3401-223241-4				
乙 A	006	有・無	① 労災保険 ② 雇用保険	阿賀達達 阿賀清	呉市阿賀中央5-11-7 電話(0823)-(71)8216番	運送業	H8.4.1		阿賀清 阿賀太志	H8.4.1 H22.9.1		5,000 5,000	3403-230001-5				
		有・無	① 労災保険 ② 雇用保険		電話()-() 番								-				
		有・無	① 労災保険 ② 雇用保険		電話()-() 番								-				
		有・無	① 労災保険 ② 雇用保険		電話()-() 番								-				
		有・無	① 労災保険 ② 雇用保険		電話()-() 番								-				
		有・無	① 労災保険 ② 雇用保険		電話()-() 番								-				

(注 意)

- ①欄のうち左欄には、使用労働者数5人未満の事業については「甲」と、使用労働者数5人以上15人以下の事業については「乙」と、使用労働者数16人以上の事業については「丙」と記載し、①欄のうち右欄には、団体の構成員である事業主の事業については「A」と、団体の構成員でない事業主の事業については「B」と記載すること。
- 事項を選択する場合には、該当事項を○で囲むこと。
- ⑦欄には「労災保険率表」の事業の種類又は「第二種特別加入保険料率表」の事業若しくは作業の種類を記載すること。

労働保険番号	3	4	3	0	1	9	1	2	3	4	0
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

労働保険 労働保険事務処理委託事業主名簿

作成

事務組合名 中国地方労務協会 TEL 082-221-9246

頁

枝番号	事業場の名称		事業場の所在地	第1種特別加入者			口座振替関係							
	事業主の氏名			No.	氏名	給付基礎日額(円)	承認年月日	戻金年月日	銀行名	支店名				
	雇用保険適用事業所番号	委託年月日							預金者名	支店名				
001	株式会社 津電機製作所		〒730-8538 広島市中区基町10-30 TEL 082-323-1444	保険関係	1: 両保	01	会津新太郎	10,000	H16.04.01			銀行名	支店名	
	事業主名 会津新太郎			業種番号	57: 電機								広島	本
	雇用保険適用事業所番号	委託年月日		3401-112233-4	平成16年3月5日	課保区分	1: 一般						預金者名	アイズデンキセイサクショ
								368,194				契約者番号(集約番号)	銀行コード/支店コード/種目/口座番号	
												931900-001	0169-001(管) 5544332	
003	株式会社 石田製麺所		〒730-8513 広島市中区上八丁堀8-2 TEL 082-262-1755	保険関係	1: 両保	01	石田東一	3,500	H18.12.16			銀行名	支店名	
	事業主名 石田東一			業種番号	41: 食料品								預金者名	
	雇用保険適用事業所番号	委託年月日		3401-246810-1	平成18年12月16日	課保区分	1: 一般						契約者番号(集約番号)	銀行コード/支店コード/種目/口座番号
								414,550				931900-003		
004	株式会社 スクリーン・プロダクション		〒730-0000 広島市西区商工センター10-5 TEL 082-223-8609	保険関係	1: 両保	01	国木紀夫	12,000	H21.07.15			銀行名	支店名	
	事業主名 国木紀夫			業種番号	46: 印刷								もみじ	商工センター
	雇用保険適用事業所番号	委託年月日		3401-056776-5	平成21年7月1日	課保区分	1: 一般						スクリーン・プロダクション	
								639,655				契約者番号(集約番号)	銀行コード/支店コード/種目/口座番号	
												931900-004	0569-003(管) 0015353	
005	株式会社 市谷デザイナーズ(株)		〒730-8888 広島市中区上八丁堀6-30 TEL 082-323-5514	保険関係	1: 両保	01	梅津勝美	16,000	H23.04.20			銀行名	支店名	
	事業主名 梅津勝美			業種番号	94: その他								預金者名	
	雇用保険適用事業所番号	委託年月日		3401-421354-1	平成23年4月1日	課保区分	1: 一般						契約者番号(集約番号)	銀行コード/支店コード/種目/口座番号
								297,737				931900-005		
006	株式会社 中野商事(株)		〒730-8514 広島市安佐南区安東1234 TEL 082-323-8833	保険関係	1: 両保							銀行名	支店名	
	事業主名 中野太郎			業種番号	94: その他								預金者名	
	雇用保険適用事業所番号	委託年月日			平成25年4月1日	課保区分	1: 一般						契約者番号(集約番号)	銀行コード/支店コード/種目/口座番号
								380,000						
	事業主名		TEL	保険関係								銀行名	支店名	
	雇用保険適用事業所番号			委託年月日	業種番号								預金者名	
					課保区分								契約者番号(集約番号)	銀行コード/支店コード/種目/口座番号
	事業主名		TEL	保険関係								銀行名	支店名	
	雇用保険適用事業所番号			委託年月日	業種番号								預金者名	
					課保区分								契約者番号(集約番号)	銀行コード/支店コード/種目/口座番号

労働保険等

労働保険料等徴収及び納付簿

様式第17号(第68条関係)(表面)

労働保険番号		府県	市	管轄	基幹番号	枝番号					
34301912340004											
① 事業場の区分	② 事業の名称	③ 事業場の所在地(電話)			④ 事業の種類 (労災保険率表による)	⑤ 成立している 保険関係	⑥ 委託年月日				
甲	(株)スクリーン・フロンティア	広島市西区商エセター10-5 電話(082)-(223)8609番			印刷業	① 労災保険及び雇用保険 ② 労災保険 ③ 雇用保険	H18年7月1日				
⑦ 確定保険料・概算保険料・一般拠出金の額											
年度 確定	(イ) 確定保険料	(ロ) 申告済概算保険料	(ハ) 充当額(ロ-イ)	円	(イ) 確定保険料	(ロ) 申告済概算保険料	(ハ) 充当額(ロ-イ)	円			
	281.459	260.688	(ニ) 還付額(ロ-イ)	円			(ニ) 還付額(ロ-イ)	円			
			(ホ) 不足額(イ-ロ)	円			(ホ) 不足額(イ-ロ)	円			
			20.771	円				円			
⑧ 一般拠出金				円	⑧ 一般拠出金				円		
				1.125							
年度 概算	(イ) 概算保険料額	(ロ) 差引納付額 (イ-ハ)	第1期分	円	(イ) 概算保険料額	(ロ) 差引納付額 (イ-ハ)	第1期分	円			
	270.209	270.209	第2期分	円			第2期分	円			
			第3期分	円			第3期分	円			
			90.071	円			90.069	円			
年月日	⑨ 記 事	⑩ 納付すべき額	⑪ 事業主から 領収した額 (月 日)	⑫ 政府へ納 付した額 (月 日)	⑬ 事務組合 保管額 (⑪-⑫)	⑭ 納付 未済額 (⑩-⑫)	⑮ 督 促 事 項				
							金 額	区 分	受 理 年月日	通 知 年月日	指 定 期限
年月日	年 確・保険料・追 概・拠出金・延 7月 10日	円 20.771	円 20.771 (6/30)	円 20.771 (7/10)	円 0	円					
年月日	年 確・保険料・追 概・拠出金・延 7月 10日	円 1.125	円 1.125 (6/30)	円 1.125 (7/10)	円 0	円					
年月日	年 1 確・保険料・追 期 概・拠出金・延 7月 10日	円 90.071	円 90.071 (6/30)	円 90.071 (7/10)	円 0	円					
年月日	年 2 確・保険料・追 期 概・拠出金・延 11月 14日	円 90.069	円 40.069 (11/10)	円 40.069 (11/14)	円 0	円 50.000	50.000	概算2期 保険料	1/7	1/7	1/24
年月日	年 2 確・保険料・追 期 概・拠出金・延 1月 24日	円 50.000	円 50.000 (1/15)	円 50.000 (1/16)	円 0	円					
年月日	年 3 確・保険料・追 期 概・拠出金・延 2月 14日	円 90.069	円 90.069 (2/13)	円 90.069 (2/13)	円 0	円					
年月日	年 確・保険料・追 概・拠出金・延 月 日		()	()							

労働保険 労働保険料等徴収及び納付簿

労働保険番号	3	4	3	0	1	9	1	2	3	4	0
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

枝番号	事業場の名称 事業場の所在地 電話番号	定 保 険 料		開 算 保 険 料	開 算 保 険 料			督促事項及び追徴金 延滞金等徴収・納付状況	予 備 欄			
		確定保険料	不足額		第1期(全期)	第2期	第3期		子備欄1	子備欄2	子備欄3	領収月日
		申告済振算保険料	(還付額)	充 当 額	第1期(全期)	第2期	第3期					
		通納額(充当額)	(還付額)	本年度概算徴収額	第1期(全期)	第2期	第3期					
		事業主から徴収し る日付	事業主から徴収し る日付	事業主から徴収し る日付	事業主から徴収し る日付	事業主から徴収し る日付	事業主から徴収し る日付					
001	株式会社津電機製作所 通常の場合 (口座振替) 57:電器 1:両保	342,392 401,020 58,628		368,194 58,628 309,566	64,104	122,731	122,731	6/30 7/10 7/2 7/14 7/1 7/14	口座振替 口座振替実施事業場の「徴収した年月日」は、口座振替した日	1 2 3	37,800	
委託 平成12年2月5日												
002	南岡本鉄筋工業 委託解除し、還付が生じた場合 63:洋食器、1:両保 刃物、手工	818,840 1,010,000	191,160						還付した日付を記載 事業主からの領収書、又は金融機関への振込の控えを必ず保管	1 2 3		
委託 平成12年3月3日 委託解除 平成31年3月10日												
003	石田製麺株式会社 事業主が2度にかけて納付した場合 41:食料品 1:両保 製造業	405,800 391,555	14,245	414,550 414,550	138,184	138,183	138,183	6/30 7/10 7/8 7/8		1 2 3	25,200	
委託 平成18年12月16日												
004	株式会社スクリーン・プロダクション 督促を受けて納付した場合 46:印刷又は1:両保 製本業	655,247 795,300 140,053		639,655 140,053 499,602	73,166	213,218	213,218	6/30 7/10 7/15 7/16 7/15 7/16	口座振替 振替2期保険料 督促処理 7/9 通知 7/9 督促納付 7/24	1 2 3	25,200	
委託 平成21年7月1日												
005	市谷デイスサービス(株) 3回分納の事業主が一括納付した場合 94:その他の 1:両保 各種事業			297,737	297,737			6/16 7/10 7/14 7/14	口座振替	1 2 3	25,200	
委託 平成25年4月1日												

労働 保 険

雇用保険被保険者関係届事務等処理簿

雇用保険 事業所番号 3401-123450-7		① 事業所の区分		② 事業所の名称		③ 事業所の所在地		④ 委託年月日	
甲		山田工業株式会社		広島市中区基町 4321		R2年4月1日			
⑤ 被保険者番号		⑥ 被保険者氏名		⑦ 被保険者となったことに関する事項		⑧ 被保険者でなくなったことに関する事項		⑨ その他	
5020-112233-4		徴収 一郎 (42年2月14日生)		受託 R2年4月13日 (山田) 印 届出 R2年4月14日 受理 R2年4月14日 伝達 R2年4月16日 (山田) 印		受託 R3年3月15日 (山田) 印 届出 R3年3月16日 受理 R3年3月16日 伝達 R3年3月17日 (山田) 印		取 R2.4.1 取 R3.3.10 取 R3.3.17 (山田) 印	
5001-010112-0		収納 始 (52年11月7日生)		受託 R2年5月1日 (山田) 印 届出 R2年5月2日 受理 R2年5月2日 伝達 R2年5月3日 (山田) 印		受託 年 月 日 印 届出 年 月 日 受理 年 月 日 伝達 年 月 日 印		取 R2.4.25	
5001-001024-0		労働 通称 花子 (56年4月17日生)		受託 R2年7月13日 (山田) 印 届出 R2年7月15日 受理 R2年7月15日 伝達 R2年7月16日 (山田) 印		受託 年 月 日 印 届出 年 月 日 受理 年 月 日 伝達 年 月 日 印		取 R2.7.1 取 R3.6.20	
5001-020101-7		安定 太郎 (55年11月15日生)		受託 R2年11月16日 (山田) 印 届出 R2年11月16日 受理 R2年11月16日 伝達 R2年11月18日 (山田) 印		受託 年 月 日 印 届出 年 月 日 受理 年 月 日 伝達 年 月 日 印		取 R2.11.15	
				受託 年 月 日 印		受託 年 月 日 印			

交付年月日を記入

被保険者本人、事業主又は
事業所事務担当者印を押印する

原則：離職票交付年月日の
記載及び交付を受けたこと
を認める旨の事業主の認印
の押印
事業主から別途受取書の受領、
書留差出票の控の保管等

原則：「受託」「伝達」したことについて事業主の認印
「受託」「伝達」が電話又は郵便で行われた場合、委託事業主の認印に代えて、
その事務処理を行った事務組合の担当者がその旨を記載の上、認印を押印すること

(7) 帳簿、書類の保存年限

事務組合は、労働保険に関する権利義務関係や法律関係を明らかにし、事務処理を適正に行うため、帳簿を一定期間保存しなくてはなりません。

イ 労働保険関係の書類及び帳簿（施行規則第72条）

完結の日から3年間

* 雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿は4年間

ロ 労災保険関係の帳簿及び書類（労災保険法施行規則第51条）

完結の日から3年間

保存年限一覧

書 類 名	いつから	何年間
○事務組合関係		
労働保険事務組合認可申請書	事務組合業務廃止の日	3年
労働保険事務組合認可申請書記載事項等変更届		
労働保険事務組合業務廃止届		
○保険関係成立、事務委託関係		
労働保険事務等委託書	委託解除の日	3年
労働保険事務等処理委託等届	委託解除の日	3年
労働保険関係成立届	委託解除の日	3年
労働保険名称、所在地等変更届	届出の日	3年
労働保険事務等委託解除通知書	委託解除の日	3年
労働保険任意加入認可申請書	保険関係消滅の日	3年
労働保険関係消滅申請書		
委託事業主名簿	事務組合業務廃止の日	3年
上記書き換えのため不要となった廃名簿	不要となった日	3年
○保険料関係		
労働保険料等算定基礎賃金等の報告	会計年度終了後	3年
労働保険料等納入通知書		
労働保険料等領収書		
保険料申告書		
保険料申告書内訳総括表		
保険料申告書内訳		
労働保険料等還付請求書		
労働保険料等徴収及び納付簿		
使用年度が終了しても債権債務が残っているもの	債権債務消滅の日	3年

○労災保険特別加入関係		
特別加入申請書	脱退又は委託解除の日	3年
特別加入に関する変更届		
特別加入脱退申請書		
○一括有期関係		
一括有期事業開始届	年度終了後	3年
一括有期事業報告書	年度終了後	3年
一括有期事業総括表	年度終了後	3年
○出納関係		
出納簿	使用廃止後	10年
労働保険料等専用口座の廃通帳		
一般会計口座の廃通帳		

(8) 認可取消（徴収法第33条4項）

事務組合は事業主の代理として政府に対して保険料の納付や労働保険事務を行います。事務組合の行う労働保険事務が、直接に事業主の権利義務関係に反映されるという意味で、事務組合の行う業務には正確さ、慎重さが求められます。したがって、事務組合が行う業務に著しく不適切な点があれば、その認可を取り消されることがあります。認可を取り消される事由は次のとおりです。

なお、認可の基準に反し又は認可時に付した条件に反した場合であって、取消権行使の条件に該当する事実があったときも同様です。

- イ 徴収法その他の労働保険関係法令の規定に違反したとき。
- ロ 労働保険事務の処理を怠ったとき。
- ハ 労働保険事務の処理が著しく不当であると認められたとき。

代表者や事務担当者の変更時には、事務組合の業務内容はもちろん、事務組合の責務についても十分な引継ぎを行ってください。

(9) 認可事項の変更

認可申請書記載事項（⑥～⑪欄を除く）、認可申請書添付書類に記載された事項に変更があった場合は届け出が必要です（徴収法施行規則第65条）。

- 提出する書類 : 認可申請書記載事項変更届（組様式第2号）
- 提出期間 : 変更のあった翌日から14日以内
- 提出先 : 事務組合を管轄する職業安定所又は監督署を経由して労働局長へ提出。

○ 確認書類（例） : 次の表のとおり

変更事項	確認書類
名称・所在地	<input type="checkbox"/> 総会議事録 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本（法人の場合）
代表者 （フリガナをふって下さい）	<input type="checkbox"/> 総会議事録 <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本（法人の場合）
事務処理規約、定款	<input type="checkbox"/> 総会議事録 <input type="checkbox"/> 新旧の規約、定款

* 事務担当者が変更になった場合も、変更届を提出してください。この場合の確認書類は不要です。

* 総コン利用組合については、事務組合マスターの変更も必要です。

認可を受けた団体等に次のような組織変更があった場合は、従来の認可を廃止し、再度、認可申請を行う必要があります。

- 団体等が法人格になった場合
- 法人格がなくなった場合
- 合併等により従来の団体性が消滅し、または性格が変わる場合

労働保険事務組合 変更届
認可申請書記載事項等

労働保険番号	府県 前 管轄	基幹番号	他に付与されている末尾番号
	34301	912340	2.5.6
変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
①労働保険の事務組合の名称		フリガナをふってください	
主たる事務所の所在地			
代表者の氏名	ウエタニ ミシル 植谷 実	イワヤマ ナオコ 岩山 直子	
②労働保険関係等事務を委任する事業主内訳			
③添付書類の記載事項	(書類の名称 <u>事務処理規約</u>)	(書類の名称 <u>事務処理規約</u>)	
	〇〇条の改定	〇〇条の改定	
④その他の事項 <u>事務担当者</u>	福永 千枝	村野 智子	

※②の欄は、二元適用事業の労災保険分又は一人親方等の特別加入団体の委託を受けている事務組合であって、新たに一元適用事業又は二元適用事業の雇用保険分について受託することとなった場合に記入すること。

上記のとおり変更を生じたので届けます。

令和元年 6月 1日

広島 労働局長 殿

名称 中国地方労務協会

労働保険の主たる事務所
事務組合の所在地 広島市中区上八丁堀 6-30 (郵便番号 730-8538)
電話 (082)-(221) 9246 番

代表者の氏名 会長 岩山 直子



[注] 添付書類の記載事項欄に記載することができない場合には、別紙を付して記載すること。

社会保険労働	作成年月日・提出代理者の表示	氏名	電話番号

(10) 労働保険番号

事務組合は、認可を受けた際に労働保険番号が付与されます。基本的には、事務組合の整理番号を含む数字で構成されています。労働保険番号は労働保険に関するさまざまな手続きで使用する番号です。その構成は次のようになっています。

①府県番号	②所掌	③管轄	④基幹番号	⑤枝番号
3 4	○	○○	9 ○ ○ ○ ○ * └──────────┘ ↓ 整理番号 末尾	0 0 1

① 府県番号

事務組合を管轄する府県の番号で、広島労働局は「3 4」です。

② 所掌

監督署、安定所のいずれの所掌事務であるかを表します。

1 は労働基準監督署の所掌事務

3 は公共職業安定所の所掌事務

③ 管轄

管轄する労働基準監督署または公共職業安定所の番号を表します。

所掌1の場合は管轄する労働基準監督署の番号を表します

所掌3の場合は管轄する公共職業安定所の番号を表します

④ 基幹番号

先頭の9は事務組合であることを意味します。

基本的には先頭の9と末尾を除く中4桁が事務組合の整理番号となっています。

⑤ 末尾は次表のように定められています。

⑥ 枝番号

委託事業場を管理する番号です。委託を受けた際に0 0 1から順に振出します。

一度使用した枝番号を再使用することはできません。

主たる事業		労働保険番号					
		府県	所掌	管轄	基幹番号	末尾	
一元適用事業		34	3	**	9*****	0 又は 1	
二元適用事業	雇用保険	34	3	**	9*****	2 又は 3	
	労働 災害 保険	林業	34	1	**	9*****	4
		建設業（一括有期）	34	1	**	9*****	5
		林業、建設業以外	34	1	**	9*****	6 又は 7
一人親方、家内労働者等の特別加入団体 又は海外派遣者の特別加入事業		34	1	**	9*****	8	

第2章 年間業務

1 年間業務の主な流れ

事務組合が行う業務は多岐にわたりますが、一年度のくくりで見た場合、大きな業務としては次の6つがあります。

- ① 年度更新
- ② 概算保険料の増減修正（該当する場合）
- ③ 滞納関係
- ④ 内部調整金（滞納充当）（該当する場合）
- ⑤ 確定修正（該当する場合）
- ⑥ 報奨金

年間業務の主な流れは次のようになります。

月	日	主 な 業 務 ・ 事 柄
4月	中旬	年度更新に必要な書類の配布
5月	下旬	労働局から送付される年度更新申告書の受理
7月	10日	保険料確定・概算申告 確定不足、1期、一般拠出金納付期限
7月	24日	1期滞納事業場報告の提出期限（法定納期日から2週間後）
9月	上旬 30日	内部調整金（滞納充当）の納付 概算保険料の増減修正申告期限（第1回目）
10月	15日	報奨金支給申請期限
11月	上旬	1期督促状の受理、該当事業場への送付
	14日	2期納付期限
	中旬 28日	1期督促状の指定期日 2期滞納事業場報告の提出期限
12月	15日	概算保険料の増減修正申告期限（第2回目）
1月	上旬	2期督促状の受理、該当事業場への送付
	中旬	2期督促状の指定期日
2月	14日	3期納付期限
	28日	概算保険料の増加修正申告期限（第3回目）
	28日	3期滞納事業場報告の提出期限
3月	中旬	3期督促状の受理、該当事業場への送付
	下旬	3期督促状の指定期日

2 年度更新

(1) 年度更新とは

労働保険料の保険年度は4月1日から翌年3月31日までです。労働保険料は毎年6月1日から7月10日までに当年度分を概算（見込み）で申告、納付し、翌年度に確定精算を行う方式をとっています。この処理は、労働保険料申告書（様式第6号）（以下「申告書」という）により行います。前年度の確定精算及び当年度の概算保険料の申告・納付を含めた事務処理を「年度更新」と呼びます。

事務組合は、委託事業主からの報告をもとに各委託事業場の確定保険料・概算保険料を算出し、その合計額を事務組合の確定保険料、概算保険料として申告します。保険料は事務組合がまとめて納付します。また、この年度更新の申告・納付に併せて、一般拠出金の申告・納付が必要となります。（詳細は次項3「一般拠出金」を参照）

各期保険料の法定納期は次のとおりです。

対 象 保 険 料	法 定 納 期 (土、日にあたる場合は翌月曜日)
前年度確定不足、第1期保険料、一般拠出金	7月10日
第2期保険料	11月14日
第3期保険料	2月14日

確定精算で不足が生じた場合（概算保険料だけでは足りなかった場合）は、確定不足分を次年度の概算保険料と同時に納付します。

逆に、確定精算で余りが生じた場合（概算保険料より確定保険料が少なかった場合）は過納となります。過納分は次年度の概算保険料に充当し、次年度に納付すべき保険料を下げる処理を行います。

【例】令和2年度の事務組合の年度更新

既に申告済みの平成31年度概算保険料を確定精算し、令和2年度の概算保険料及び一般拠出金を申告、納付する。

平成31年度概算保険料	110万	・・・・・・・・・・	①
平成31年度確定保険料	130万（概算に対して不足が20万）	・・・・	②
令和02年度一般拠出金	2万円	・・・・・・・・・・	③
令和02年度概算保険料	120万	・・・・・・・・・・	④
令和02年度に納付する額	1,420,000円（20万 + 120万 + 20,000円）	・・	⑤

事務組合は、平成31年度の保険料を確定した結果、20万円の確定不足が生じます（①－②）。

この確定不足分は令和2年度に納付すべき概算保険料（④）及び一般拠出金（③）とともに、納付します。

事務組合が令和2年度に納付すべき保険料は1,420,000円(⑤)となります。

継続事業
 (一括有期事業を含む。)

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
 提出用

32700
 24301912340-000
 8/20 340 23
 年 月 日
 730-8538
 広島市中区上八丁堀6-30
 広島合同庁舎第2号館
 広島労働局
 労働保険特別会計歳入徴収官宛

区分	令和	前年度	前々年度
労働保険料	23380027		
労働保険分	7257231		
雇用保険法適用者分			
高年齢労働者分	570186		
保険料算定対象者分	16130796		
一般拠出金	79711		

前年度確定

区分	令和	前年度	前々年度
労働保険料	19857663		
労働保険分	6600330		
雇用保険法適用者分			
高年齢労働者分			
保険料算定対象者分	13257333		

当年度概算

21,793,920
 1,594,107
 労働保険料部
 労働保険料部
 労働保険料部

前年度概算

前年度概算と前年度確定の差額

当年度概算÷3
 (3分納する場合)

6,619,221
 1,594,107
 2,213,328
 79,711
 8,293,039
 6,619,221
 6,619,221
 6,619,221
 6,619,221
 730-8538 082 1221-9246
 広島市中区上八丁堀6-30
 中国地方労働協会
 会長 若山直子

領収済通知書 (労働保険) (国庫金)

30840 広島労働局 00075541 0847 6118
 34301912340-000
 令和
 02
 730-8538
 広島市中区上八丁堀6-30
 中国地方労働協会
 8213328
 79711
 8293039
 730-8538
 広島市中区上八丁堀6-30
 広島合同庁舎第2号館
 納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は輸入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署、広島労働局労働保険特別会計歳入徴収官

労働保険事務組合保険料申告書内訳総括表

令和 2 年 7 月 10 日

労働保険事務組合 組合名 中国地方労務協会



組合住所 〒730-8538
広島市中区上八丁堀6-30

TEL. 082-221-9246

代表者の氏名 岩山 直子



労働保険番号

府 県	所 属	管 轄	基 幹 番 号				枝 番 号						
3	4	3	0	1	9	1	2	3	4	0	0	0	0

事務担当者 (村野 智子) の氏名

平成31年度 確定				令和2年度 概算			
区 分		確定保険料 (円)		区 分		概算保険料 (円)	
労 災 保 険	一般保険料	6,004,231		労 災 保 険	一般保険料	5,497,330	
	第1種特別加入保険料	1,253,000			第1種特別加入保険料	1,103,000	
	計	7,257,231			計	6,600,330	
雇 用 保 険	一般	9.0	16,130,796	雇 用 保 険	一般	9.0	13,257,333
	特掲	11.0			特掲	11.0	
	建設	12.0			建設	12.0	
	計	16,130,796			計	13,257,333	
合 計		23,388,027		合 計		19,857,663	
申告済概算保険料		21,793,920		各 概 算 分 保 険 料 の 額	第1期	6,619,221	
差 引 額	充当額又は還付額				第2期	6,619,221	
	不足額	1,594,107			第3期	6,619,221	

に 確 定 申 告 事 業 場	委託事業場数	75	に 概 算 申 告 事 業 場	委託事業場数	74
	常時 使用労働者数	812		常時 使用労働者数	810
	雇用保険 被保険者数	340		雇用保険 被保険者数	339
	第1種 特別加入者数	76		第1種 特別加入者数	75

高 に 確 定 申 告 事 業 場 に お ける 労働者	雇用保険率	人員 (人)	支払賃金総額 (千円)	保険料 (円)
	13.5	23	42,236	570,186
	15.5			
	16.5			

一 般 拠 出 金	79,711 (円)
-----------	------------

(2) 年度更新の流れ

年度更新は申告納付期限である7月10日（土日にあたる場合は、翌月曜日）までに行う必要がありますが、その準備を含めると4月頃から始まります。おおまかな業務の流れは次のようになります。

日 程	事務組合が行う主な業務
4月中旬～4月下旬	○ 年度更新に必要な書類の受理 ○ 各事業場へ年度更新資料を配布 ・ 労働保険料算定基礎賃金等の報告 ・ 一括有期事業報告書 ・ 一括有期事業総括表など
5月下旬～6月中	○ 労働局から郵送される申告書を受理 ・ 各事業場から回収した年度更新資料をもとに、申告書内訳、申告書等を作成。 ・ 各事業場宛に、納付すべき金額を記した「納入通知書」を送達し、保険料を受領
7月10日	○ 申告、納付

* 総合コンピュータを利用する事務組合については、一部取り扱いが異なります。

3 一般拠出金

(1) 一般拠出金とは

「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平成18年2月10日法律第4号）により、石綿（アスベスト）健康被害の救済費用に充てるため、平成19年4月1日から事業主が負担しているものです。

(2) 石綿健康被害救済制度とは

石綿（アスベスト）による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けられた方及びその遺族で、労災補償の対象とならない方（近隣住民など）に対して、迅速な救済を図ることを目的として、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき創設されました。

この救済（医療費等の支給）に必要な費用は、国から交付金、地方公共団体からの拠出金及び事業主からの拠出金によってまかなわれます。

(3) 申告・納付の対象者とは

労災保険適用事業場の全事業主が対象です。

アスベストは、全ての産業において、その基盤となる施設、設備、機材等に幅広く使用されてきました。このため健康被害者の救済に当たっては、アスベストの製造販売等を行ってきた事業の事業主のみならず、すべての労災保険適用事業場の事業主が負担することとなっ

ています。

(4) 申告・納付方法

一般拠出金の徴収については労災保険の保険関係が成立している事業の事業主から徴収することから、労働保険（確定保険料）の年度更新の申告、納付と併せて行います。

具体的には年度更新申告書に「一般拠出金算定」欄が、領収済通知書（納付書）に「一般拠出金額」欄が設けられています。

なお、年度途中で事業廃止等の理由により委託解除となった場合も、一般拠出金は算定の対象となります。

(5) 算定方法

一般拠出金については次の方法により算定します。

$$\boxed{\text{賃金総額（千円未満切捨て）}} \times \boxed{\text{一般拠出金率（0.02）}} = \boxed{\text{一般拠出金額}}$$

※ 賃金総額は労災保険における賃金総額と同じ額となります。

※ 一般拠出金率は業種にかかわらず0.02/1000です。

※ 一般拠出金額に円未満の端数が生じた場合、円未満は切捨てとなります。

(6) 一括有期事業の場合の注意事項

一括有期事業（建設の事業、立木の伐採の事業）は平成19年4月1日以降に開始した工事が対象となります。

4 概算保険料の増減修正

(1) 増減修正とは

事務組合は、各委託事業場の確定保険料、概算保険料を基幹番号末尾（以下、単に「基幹」という）ごとに算出し、その合計を基幹の合計額として申告することになっています（メリット事業場を除く）。したがって、労働局のシステムにおいては各委託事業場の保険料は登録されず、基幹の額が登録されています。

年度更新以降に、新規委託や委託解除及びその他の理由で概算保険料が変動した場合には、年度更新で決定した概算保険料を増額・減額修正する必要があります。この処理を「概算保険料の増減修正」といいます。増減修正を行わないと、増加、減少した保険料は労働局のシステムに登録されないため増加した保険料の追加納付、減少した保険料の還付が出来なくなります。

なお、委託解除による増減修正を行う場合には、一般拠出金の保険料の申告等が必要となります。

(2) 増減修正の期限

増減修正の期限は次のとおりです。

提出期限	対象となる増・減	増・減額分の納付方法
1回目 9月30日	年度更新～8月末までに 生じた増・減	増額分を2分割する。2, 3期は増・減額した 納付書が届く
2回目 12月15日	9月1日～11月末までに 生じた増・減	増額分を3期に納付。3期は増・減額した納付 書が届く
3回目 2月28日	12月1日～2月中旬まで に生じた増額	増額分を納付書で追加納付。 ※3回目は増額修正のみ

※ 土日祝祭日の場合はその翌日

※ 2月中旬以降の増額修正及び1月以降に生じた減額修正は、翌年度の年度更新時期に処理

※ 減額修正により生じた拠出金は、労働局にて修正を確認後、速やかに入金してください。

(3) 提出書類

増減修正に必要な書類は次のとおりです。

- 申告書
- 申告書内訳（増減にかかる事業場のもの）
 - ※ 総コンの場合は内訳総括表も必要
 - ※ 委託解除の場合は一般拠出金の内訳が必要
- 上記以外に、内容に応じて確認書類を求めることがあります

5 増減修正の事務処理

増減修正には次の3つのパターンがあります。いずれに該当するかによって、処理の方法、考え方が異なりますので、以下、3つのパターンに分けて説明します。

- ① その基幹について、増額の事業場のみの場合（増額修正）
- ② その基幹について、減額の事業場のみの場合（減額修正）
- ③ その基幹について、増額・減額の両方の事業場がある場合（増減修正）

(1) 増額の事業場のみの場合の考え方（増額修正）

イ 1回目（提出期限：9月30日）の増額

1回目の増額の場合は、すでに1期の納付期限が過ぎています。したがって増額分の概算保険料を2期と3期に2分割して納付します。増額となった事業場が複数ある場合は、各事業場の増加分を足した合計額を2分割して事務組合母体の期別納付額を算出してください。その際、増額分を2分割した際の端数は、2期に含めてください。

2、3期分は増額分を加えた足し込んだ納付書が送付されます。

【例1】

事務組合年度更新時の各期別納付額

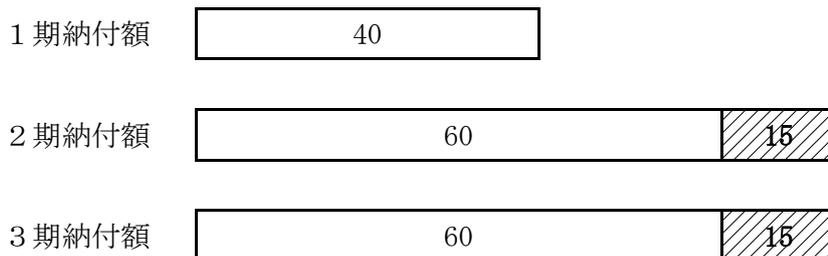
(概算保険料180万、充当額20万の場合)

1期納付すべき額 40万

2期納付すべき額 60万

3期納付すべき額 60万

複数の事業場から新規に委託を受け、各事業場の増加分合計が30万であった場合



- 1期 1期は既に納付済みであるため（1回目の増減修正は9月30日が提出期限のため）、事務組合は1期分40を納付済みの状態。
- 2、3期 増加分の30を2分割し、2期、3期は増額後の75（60+15）を納付。

労働保険事務組合保険料等申告書内訳総括表

令和 2 年 9 月 17 日

労働保険事務組合 組合名

中国地方労務協会

協会
印

印

組合住所

広島市中区上八丁堀 6-30

TEL. 082(221)9246

代表者の氏名

会長 岩山直子

会長
印

労働保険番号

34301912340

事務担当者の氏名

(村野智子)

令和2年度 概算							
区 分		確定保険料 (円)	区 分		概算保険料 (円)		
労 災 保 険	一般保険料	108.750	労 災 保 険	一般保険料			
	第1種特別加入保険料			第1種特別加入保険料			
	計			計			
雇 用 保 険	一般	9.0	雇 用 保 険	一般			
	特掲			特掲			
	建設			建設			
	計	191.250		計			
合 計		300.000	合 計				
申告済概算保険料		0	各 期 分 納 付 額	第1期			
差 引 額	充 還 額 又 は 付 加 額			第2期			
	不 足 額	300.000		第3期			
に お け る 確 定 申 告 事 業 場	委託事業場数		に お け る 概 算 申 告 事 業 場	委託事業場数			
	常 時 使 用 労 働 者 数			常 時 使 用 労 働 者 数			
	雇 用 保 険 被 保 険 者 数			雇 用 保 険 被 保 険 者 数			
	第 1 種 特 別 加 入 者 数			第 1 種 特 別 加 入 者 数			
高 年 齢 お お け る 者	雇用保険率		保 険 料 (円)	支払賃金総額 (円)			
	人員 (人)			保 険 料 (円)			
一 般 拠 出 金			(円)				

ロ 2回目（提出期限：12月15日）の増額

2回目の増額修正の場合は、2期の納付が済んでいるので、増額分を3期に納付します。3期は増額分を加えた納付書が送付されます。

【例2】 設定は、（例1）に同じ

1期納付額	40
2期納付額	60
3期納付額	60 30

2回目の増額は、増額分を3期に納付する。

3期 増額後の90（60+30）を納付。

(2) 減額の事業場のみの場合の考え方 (減額修正)

減額修正は、該当事業場の当初の納付すべき金額から納付しなくていい金額を除くこととなります。減額処理のポイントとしては次の二点を考える必要があります。

- ① 事業場の「納付しなくていい金額」が各期別でいくらになるか
これを把握する際に、次の点にも注意します。
減額となった事業場に概算保険料の滞納があるか否かによって基幹の額の減額の仕方が異なります。したがって、減額の事業場が複数ある場合でも、個々の事業場ごとに、その年度の概算保険料の滞納があるかないかを調べる必要があります。
- ② 事業場の「納付しなくていい金額」を、基幹の額にどう反映させるかを考える必要があります。

(3) 滞納が無い場合の減額修正

イ 1 回目の減額修正 (提出期限 : 9 月 30 日)

【例 1】

減額事業場 A 社

○概算保険料	1 2 万	○確定保険料 (労働保険料 3 万、一般拠出金 4 0 円)
1 期	4 万 (納付済)	
2 期	4 万	
3 期	4 万	

基幹の額

○概算保険料	1 2 0 万
1 期	3 0 万 (前年度から 1 0 万充当のため)
2 期	4 0 万
3 期	4 0 万

- ① まず、A 社の労働保険料について考えます。
A 社は、1 期 4 万を納付していますが、確定額が 3 万ですから、1 万円を余分に納めています。したがって、A 社には 1 万円を還付する必要があります。また、2、3 期は納付する必要がありません。
- ② 次に、A 社の状況を基幹にどの様に反映させるかを考えます。
A 社が納付する必要のない額は次のようになります。

1 期	1 万
2 期	4 万
3 期	4 万

この額を、基幹の各期別から控除するのですが、1 期については既に納付済みのた

め、基幹の1期を減額することは出来ません。したがって、1期で払いすぎている1万円を基幹の2期から控除します。過納付分を2期から控除することで事務組合は2期納付後にA社に対して還付する1万の原資が生じることとなります。これを図に表すと次のようになります。

	基幹納付額			基幹納付額
1期納付額	26	3	1	30
	減額できない			
2期納付額	35	1	4	35
	1+4=5を減額			
3期納付額	36		4	36
	4を減額			

 は減額部分

1期は既に納付済みのため、基幹の納付額を減額することは出来ません。

2期は、A社が1期で払いすぎた1万と、そもそも納付する必要のない2期分の4万を加えた、計5万を基幹から控除します。このことで事務組合は、A社に返還すべき1万円の原資を得ることとなります。したがって、事業場への還付は事務組合内部の会計処理で行い、国に対しての還付請求は行いません。

3期は、納付する必要のない4万を基幹から控除します。

なお、一般拠出金の40円については、別途A社から交付を受けた後、速やかに納付してください。

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

継続事業 (一括短期事業を含む。)

標準 0123456789

提出用

(例1)

32700

令和2年度概算保険料 減額修正

提出用

年月日

あて先 〒730-8538

広島市中区上八丁場6-30

広島合同庁舎第2号館

広島労働局

労働保険特別会計歳入徴収官

4301912340-000

各種区分 (表) 労働保険料 労働保険分 雇用保険法適用者分 高年齢労働者分 保険料算定対象者分

確定保険料算定内訳 (表) 区分 労働保険料 労働保険分 雇用保険法適用者分 高年齢労働者分 保険料算定対象者分 一般拠出金

概算・増加概算保険料算定内訳 (表) 区分 労働保険料 労働保険分 雇用保険法適用者分 高年齢労働者分 保険料算定対象者分 一般拠出金

労働保険料 労働保険料 1,200,000 労働保険分 378,250 雇用保険法適用者分 731,750

納付額 (表) 第1期 400,000 第2期 350,000 第3期 360,000 事業又は作業の種類 中国地方労働協会 会長 若山直子

領収済通知書

労働保険 国庫金

標準 0123456789

30840

広島労働局

00075541

0847

6118

4301912340-000

各種区分 (表) 労働保険料 労働保険分 雇用保険法適用者分 高年齢労働者分 保険料算定対象者分

730-8538 広島市中区上八丁場6-30 中国地方労働協会 若山直子

納付額 (表) 第1期 400,000 第2期 350,000 第3期 360,000

あて先 〒730-8538 広島市中区上八丁場6-30 広島合同庁舎第2号館

労働保険番号A
34301912340

令和元年度確定
令和2年度概算

令和2年度 概算保険料 減額修正

保険料・一般拠出金申告書内訳

枚のうち 枚目

① 労働保険 番号の 枝番号	② 事業場の名称	③ 業種	④ 労働 関係 区分	令和元年度確定保険料・令和2年度概算保険料(増額・減額)・一般拠出金										⑥ 申告済概 算保険料 ①一般保険料 ②特別加 入保険料	令和2年度概算保険料			第1種特別加入者					
				労災保険		雇用保険		確定保険料 (規模区分別) 合計額(⑨+⑩)		一般拠出金		⑦ 賃金総額 (※)	⑧ 一般拠出金額 (30<・100)		⑪ 労災保険 保険料 (①+②×④)	⑫ 雇用保険 一般保険料	⑬ 合計 (⑪+⑫)	氏名	令和元年度の給付 基礎日額	適用 月数	区分	令和2年度からの 給付基礎 日額	適用 月数
				⑤ 賃金総額	⑥ 保険料 (7)×(8)	⑤ 賃金総額	⑥ 雇用保 険金	15人以下	16人以上	⑨	⑩												
				⑤	⑥	⑤	⑥	⑤	⑥	⑤	⑥	⑤	⑥		⑤	⑥	⑤	⑥	⑤	⑥	⑤	⑥	⑤
109(特)陽野	4.10.14	4	労働 関係 区分	2,000	12,000	2,000	12,000	18,000	30,000	2,000	40	120,000	令和2年8月31日季託解除					1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					
			労働 関係 区分															1.新規 2.継続 3.変更 4.経過等					

労働保険事務組合保険料等申告書内訳総括表

令和 2 年 9 月 13 日

労働保険事務組合 組合名

中国地方労務協会

元掃印会

印

組合住所

広島市中区上八丁屋 6-30

TEL. 082-221-9246

代表者の氏名

会長 岩山直子

会印

印

労働保険番号

34301912340

事務担当者の氏名 (村野智子)

区 分		概算 確定保険料 (円)	区 分	概算保険料 (円)
労災保険	一般保険料	12.000	労災保険	一般保険料
	第1種特別加入保険料			第1種特別加入保険料
	計	12.000		計
雇用保険	一般	18.000	雇用保険	一般
	特掲			特掲
	建設			建設
	計	18.000		計
合 計		30.000	合 計	
申告済概算保険料		120.000	各期分納付額の 概算保険料の	第1期
差引額	充 当 額 又 は 還 付 額	90.000		第2期
	不 足 額			第3期

確定申告事業場 における	委託事業場数	人	概算申告事業場 における	委託事業場数	人
	常 用 時 使用労働者数	人		常 用 時 使用労働者数	人
	雇 用 保 険 被 保 険 者 数	人		雇 用 保 険 被 保 険 者 数	人
	第 1 種 特 別 加 入 者 数	人		第 1 種 特 別 加 入 者 数	人

高に 年 お お 勤 勤 者 者	雇用保険 率	人員 (人)	支払賃金総額 (円)	保 険 料 (円)
	確定申告事業場			

一 般 拠 出 金 40 (円)

(例1) 総工組合

令和2年度概算保険料 減額修正

組機様式第10号

令和
令和

年度 確定
年度 概算

保険料・拠出金申告書内訳

事務組合名

中国地方労務協会

TEL 082-221-9246

作成
頁

枝 号 号	事 業 場 の 名 称 事 業 主 の 氏 名	業 種 別 業 種 番 号 (業 種 変 更 年 月 日)	第1種特別加入者				No.	氏 名	令 和 年 度 の 基 礎 日 額	通 用 月 数	令 和 年 度 の 基 礎 日 額	通 用 月 数
			特別加入基礎額	特別加入保険料	特別加入保険料(高齢者)	特別加入保険料(高齢者)						
			千円(料率)	円	千円(料率)	円						
109	(株)陽野		4	2,000	12,000	2,000		30,000	120,000	令和2年3月31日		
		4/10/	4							委託解除		
				12,000	2,000	18,000		90,000				
【合計】			甲高保片保	件A高齡人		甲		A				
			乙高保片保	B高齡		乙		C				
			丙高保片保	C高齡		丙		特小				
			両保	件	確定労災	確定雇用	確定保険料計	概算労災	概算雇用			
			労災	合計欄								
			雇用				(差引額)					
			計									

・雇用保険料欄の
Aは一般の事業、
Bは建設の事業以外の特掲事業、
Cは建設の事業を表す。
*1は保険料率が混在であることを表す。

代表者の氏名
会長 岩山直子 (印)
事務担当者の氏名 (村野智子)

ロ 2回目の減額修正（提出期限：12月15日）

【例2】

減額事業場 A社

○概算保険料	12万	○確定保険料（労働保険料5万、一般拠出金125円）
1期	4万（納付済）	
2期	4万（納付済）	
3期	4万	

基幹の額

○概算保険料	120万
1期	30万（前年度から10万充当のため）
2期	40万
3期	40万

① まず、A社の労働保険料について考えます。

A社は、1，2期の8万を納付していますが、確定額が5万ですから、3万円を余分に納めています。したがって、A社には3万円を還付する必要があります。また、3期は納付する必要がありません。

② 次に、A社の状況を基幹にどの様に反映させるかを考えます。

A社が納付する必要のない額は次のようになります。

1期	0万
2期	3万
3期	4万

この額を、基幹の各期別から控除するのですが、1期について減額する必要はありません。なぜなら、A社の確定額は5万なので、1期の納付だけでは足りないからです。2期以降が減額対象となりますが、先ほどの例でも見たように、2期は既に納付済みのため、基幹の2期を減額することは出来ません。したがって、2期で払いすぎている3万円を基幹の3期から控除します。過納付分を3期から控除することで事務組合は3期納付後にA社に対して還付する3万の原資が生じることとなります。これを図に表すと次のようになります。

1期納付額	26	4	
2期納付額	36	1	3 減額できない
3期納付額	33	3	4 3+4=7を減額

1期は減額の必要はありません。

2期は3万が過納となっていますが、既に納付済みのため、基幹の納付額を減額することは出来ません。

3期は、A社が2期で払いすぎた3万と、そもそも納付する必要のない3期分の4万を加えた、計7万を基幹から控除します。このことで事務組合は、A社に返還すべき3万円の原資を得ることとなります。

なお、一般拠出金の125円については、別途A社から交付を受けた後、速やかに納付してください。

このように、滞納がない場合の減額修正の考え方は、払いすぎている部分を、基幹の次の納期から控除し、このことで事業場に還付すべき原資を得るという手法をとります。

(4) 滞納がある場合の減額修正

次に、減額となる事業場に滞納がある場合の減額修正について説明します。

前述の、滞納ない場合の減額方法は、「すでに納付済みの過納分は、次の納期で減額する」という方法でした。しかし、滞納がある場合は「次の納期で調整しなくとも、その期で調整ができることがある。」という点が異なります。以下、例をもとに説明します。

イ 1 回目の減額修正（提出期限：9 月 30 日）

【例 1】

減額事業場 A 社

○概算保険料	1 5 万	○確定保険料（労働保険料 3 万、一般拠出金 7 5 円）
1 期	5 万（滞納）	
2 期	5 万	
3 期	5 万	

基幹の額

○概算保険料	1 2 0 万
1 期	3 0 万（前年度から 1 0 万充当のため）
2 期	4 0 万
3 期	4 0 万

- ① A 社は、1 期の 5 万のうち 3 万を納付する必要があります。2，3 期は納付する必要がありません。
- ② 次に、この額を基幹にどの様に反映させるかを考える必要があります。

話を簡単にするために、基幹管理のうち、滞納事業場は A 社のみと仮定します。

A 社側に見れば、1 期の 5 万のうち、確定部分の 3 万を除いた 2 万は納付する必要のない滞納です。したがって、基幹 1 期分 3 0 万から 2 万を控除し、納付すべき額を 2 8 万とします。

滞納が無い場合は 1 期を納付済みであったため、1 期からの控除は行いませんでしたが、この例では 1 期は未納付ですから、納付する必要のない部分は 1 期から控除できるのです。

基幹全体で見ても 1 期が 2 8 万となり、実際の納付額は 2 5 万（A 社の滞納が 5 万であるため）ですから滞納が 3 万となり、辻褄が合います。

2，3 期はそもそも納付する必要がないので、基幹から 5 万ずつを控除します。これを図にすると次のようになります。

1 期納付額		2 万を減額。3 万は滞納として残る
2 期納付額		5 万を減額
3 期納付額		5 万を減額

基幹の減額前 1 期である 30 万の内には、A 社の、納付する必要のない 2 万が含まれているので 2 万を控除し、納付すべき額を 28 万とします。基幹の 1 期納付額は、A 社 5 万の滞納を差し引いた 25 万を納付しているので、1 期の滞納が 3 万となり A 社の滞納額と一致します。

2、3 期はそもそも納付する必要のない 5 万を基幹から控除します。

なお、一般拠出金の 75 円については、労働保険料の滞納分と合わせ別途 A 社へ督促し、交付を受けた後、速やかに納付してください。

ロ 2回目の減額修正（提出期限：12月15日）

【例2】

減額事業場 A社

○概算保険料	15万	○確定保険料（労働保険料7万、一般拠出金175円）
1期	5万（滞納）	
2期	5万（滞納）	
3期	5万	

基幹の額

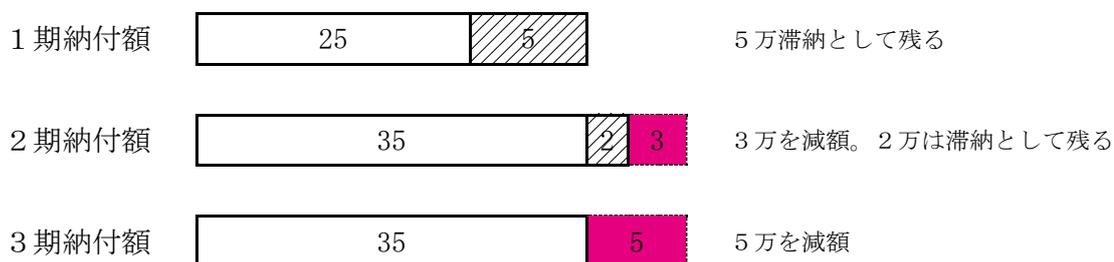
○概算保険料	120万
1期	30万（前年度から10万充当のため）
2期	40万
3期	40万

- ① A社確定労働保険料が7万ですから、1期の5万、2期の2万を納付する必要があります。3期は納付する必要がありません。
- ② 次に、この額を基幹にどの様に反映させるかを考える必要があります。

前例と同様に、基幹管理のうち滞納事業場はA社のみと仮定します。

A社側に見れば、2期の5万のうち、3万は納付する必要のない滞納です。したがって、基幹2期分40万から3万を減額し、納付すべき額を37万とします。実際の納付額は35万（A社の滞納が5万であるため）ですから、滞納が2万となり、辻褄が合います。

3期はそもそも納付する必要がないので、基幹から5万を控除します。これを図にすると次のようになります。



A社は1期5万を納付する必要があるので減額はしません。

基幹の減額前2期である40万の内には、A社の納付する必要のない3万が含まれているので3万を控除し、37万とします。基幹の2期納付済額は、A社5万の滞納を差し引いた35万を納付なので、2期の滞納が2万となりA社の滞納額と一致します。

3期はそもそも納付する必要のない5万を基幹から控除します。

なお、一般拠出金の175円については、労働保険料の滞納分と合わせ別途A社へ督促し、交付を受けた後、速やかに納付してください。

ハ 仮に、同じ末尾の減額修正のうちに、滞納がない事業場と滞納ある事業場が混在している場合は、個々の事業場ごとに上記に当てはめ、最終的に基幹の納付額からいくら減額するかを考えます。

(5) 増額と減額の両方の事業場がある場合 (増減修正)

一度の修正のうちに、増額と減額が混在する場合は、順序として

- ① 増額の計算を行い、
- ② 減額の計算を行います。

したがって、減額する際には、増額後の金額から減額分を差し引くこととなりますので、注意してください。

1回目 (提出期限: 9月30日) の増減時期で考えてみます。

【例1】

○事務組合年度更新時の概算保険料 180万

各期別納付額

- 1期納付すべき額 40万 (前年度から20万充当)
- 2期納付すべき額 60万
- 3期納付すべき額 60万

○増額 1社あり、増額30万

○減額 2社 (A社、B社)、そのうちB社は滞納

A社 滞納なし

○概算保険料 12万 ○確定保険料 (労働保険料3万、一般拠出金50円)

- 1期 4万 (納付済)
- 2期 4万
- 3期 4万

B社 滞納あり

○概算保険料 15万 ○確定保険料労働保険料3万、一般拠出金60円)

- 1期 5万 (滞納)
- 2期 5万
- 3期 5万

まず、増額から考えます。増加分30万を2分割しますので、次のようになります。

- 基幹1期 40 ①
- 2期 75 (60 + 15) ②
- 3期 75 (60 + 15) ③

次に、減額分を考えます。

A社は1期で4万を納付していますが、確定額が3万ですから、1万の過納です。過納分は次の納期で減額しますので、基幹から差し引くA社の各期減額は次のようになります。

1期 0万（減額しない）
2期 1万（過納）+4万=5万
3期 4万

B社は1期5万を滞納しています。確定額は3万ですから、1期のうち2万は納付しなくて良い滞納です。したがって、基幹から差し引くB社の各期減額は次のようになります。

1期 2万（納付する必要のない滞納）
2期 5万
3期 5万

A社とB社の各期減額は次のようになります。

1期 2万（B社2万）・・・・・・・・・・④
2期 10万（A社5万+B社5万）・・・・・・・・⑤
3期 9万（A社4万+B社5万）・・・・・・・・⑥

増額後の金額から減額分を差し引きますので、基幹で納付する各期の額は次のようになります。

基幹1期 ①-④=（40-2）=38
2期 ②-⑤=75-10=65
3期 ③-⑥=75-9=66

このように、一度の修正の中に増額と減額が含まれている場合は、まず増額を行い、増額後の金額から減額を行うこととなります。

なお、一般拠出金の110円については、A社、B社から交付を受けた後、速やかに納付してください。

（6）減額修正に関する留意点

減額修正の処理は、あくまで「概算」保険料を減額する処理であり、確定処理ではありません。確定処理ができるのは年度更新時になりますので、減額修正を行った翌年度の年度更新時期に減額後の額と同額で確定申告をしてください。また、減額修正において計上した一般拠出金は、翌年度の年度更新時の申請に算入しないようにお願いします（二重計上となるため）。

(例1) 総コン内訳総括表

組織様式第9号

作成
頁

労働保険事務組合保険料等申告書内訳総括表

令和 2 年 9 月 13 日

労働保険事務組合 組合名 中国地方労務協会

訂品
印会

組合住所 広島市中区上八丁堀6-30

TEL. 082-221-9246

代表者の氏名 会長 岩山直子

之会
印

労働保険番号

34301912340

事務担当者の氏名 (村野智子)

区 分		確定保険料 (円)	区 分		概算保険料 (円)
労災 保険	一般保険料	157,500	労災 保険	一般保険料	
	第1種特別加入保険料			第1種特別加入保険料	
	計	157,500		計	
雇用 保険	一般	202,500	雇用 保険	一般	
	特掲			特掲	
	建設			建設	
	計	202,500		計	
合 計		360,000	合 計		
申告済概算保険料		270,000	各期分納付額の 概算保険料の	第1期	
差引額	充当額又は還付額			第2期	
	不足額	90,000		第3期	
確定申告事業場 における	委託事業場数		概算申告事業場 における	委託事業場数	
	常時使用する労働者数			常時使用する労働者数	
	雇用保険被保険者数			雇用保険被保険者数	
	第1種特別加入者数			第1種特別加入者数	

高年齢労働者	雇用保険率	人員 (人)	支払賃金総額 (円)	保険料 (円)

一般拠出金 110

(例1) 総コン組合

令和2年度 概算保険料 増・減修正

組機様式第10号

労働保険番号	34301	912340
--------	-------	--------

令和 年度 確定 保険料・拠出金申告書内訳
令和 年度 概算

事務組合名

中国地方労務協会 TEL 082-221-9246

作成 頁

枚番号	事業場の名称 事業主の氏名	業務種別	労働保険			雇用保険		健康保険		厚生年金		第1種特別加入者						
			労災保険	雇用保険	健康保険	甲	乙	甲	乙	甲	乙	No.	氏名	令和年度の 基礎日額	適用月数	令和年度の 基礎日額	適用月数	
210(料) 丹谷食品	4101	4	20,000	120,000	20,000		300,000	0				令和2年8月1日						
		4		120,000	20,000	180,000		300,000				新規成立委託						
202(有) 山野	9801	3	2,500	7,500	2,500		30,000	120,000				令和2年8月31日						
		3		7,500	2,500	22,500		90,000				委託解除						
204(料) 山田純子	5403	2	3,000	30,000	3,000		30,000	150,000				令和2年8月31日						
		2		3,000	3,000							委託解除						
		2		30,000	0	0		120,000										
【合計】																		
		両保	確定労災	確定雇用	確定保険料計			概算労災	概算雇用									
		労災																
		雇用																
		計					(差引額)											

・雇用保険料欄の
Aは一般の事業、
Bは建設の事業以外の特掲事業、
Cは建設の事業を表す。
*1は保険料率が混在であることを表す。

代表者の氏名 会長 岩山直子 (印)

事務担当者の氏名 (村野智子)

6 滞納について

法定納期日までに委託事業主から労働保険料交付が受けられなかった場合は、滞納事業場となります。滞納事業場が発生した場合の取り扱いは、次のとおりです。

(1) 保険料の納付について

法定納期日までに委託事業主から保険料の全部又は一部の交付を受けられなかった場合は、次により納付してください。

イ 保険料を納付書により納付している事務組合の場合

納付書に、滞納額を差し引いた金額を記入して納付してください。滞納事業場がメリット事業場である場合は、メリット事業場の納付書は別になっていますので滞納額を差し引いた金額を記入して納付してください。

ロ 保険料を国の口座振替により納付している事務組合の場合

滞納事業場が生じた末尾については、その末尾全額について振替金融機関へ引き落とし停止の連絡を行い、納付書により納付してください。滞納事業場が生じていない末尾については振替が可能です。滞納事業場がメリット事業場である場合は、そのメリット事業場の引き落としについてのみ、停止を依頼してください。

【例】

事務組合が次の基幹番号を持っている場合

- ① 9 1 2 3 4 0 (滞納事業場が発生)
- ② 9 1 2 3 4 2
- ③ 9 1 2 3 4 5
- ④ 9 1 2 3 4 6

末尾0についてのみ、引き落としの停止依頼をしてください。末尾2, 5, 6については引き落としが可能です。

(2) 滞納事業場報告

事務組合は、法定納期日をもって滞納事業場を把握し、「労働保険料滞納事業場報告書」(様式第9号)により労働局へ報告しなければなりません。労働局において、滞納事業場報告の額と実際の滞納額を突合することになります。この報告は、債権管理の基礎となるとともに督促状作成の資料となりますので正確に記入してください。また、報奨金における滞納額の算出にも利用しますので期限内の提出をお願いします。

報告期限 () 内は、国の口座振替利用組合の場合

期 別	作成時期	報告期限
確定不足	7月10日	7月24日
概算1期、拠出金	(9月 6日)	(9月20日)
概算2期	11月14日	11月28日
概算3期	2月14日	2月28日

(3) 督促状況報告

滞納事業場報告を提出した後も、引き続き納付督促を行ってください。労働局では、事務組合でどのような督促を行ったかを把握する必要があります。督促事跡は月ごとにまとめ、翌月 10 日までに督促状況報告により報告を行ってください。この報告は、後述のように労働局で対応をすることとなった場合に非常に参考になりますので、確実な提出をお願いします。また、時効中断措置のため、1 年に一回程度、債務承認又は納付誓約書を徴するよう依頼することがあります。

以下のような督促困難な場合は、事後の対処について労働保険徴収課までご連絡ください。状況によっては当課で対応することが可能です。当課で対応することとなった場合、国税徴収法に基づいた財産調査、滞納処分をおこなうことがあります。

(例)

- ・ 事業を廃業して事業主との連絡が取れない
- ・ どれだけ督促を行っても効果が上がらない
- ・ 破産宣告を受けている など

(4) 納入事業場報告

委託事業主から保険料の交付があった場合は、速やかに政府に納付するとともに、月ごとの納付状況を「納入事業場報告」により報告してください。委託事業主が事務組合あてに保険料を交付しても、事務組合が政府に納付しない限り納付したことにはなりません。事務組合の責により延滞金等が発生した場合は、事務組合自体に延滞金の納付義務が生じることがありますので速やかに納付してください（徴収法第 35 条）。

(5) 督促状

法定納期日を相当期間経過しても滞納が解消されない場合は、納付する期別（確定不足、1 期、拠出金、2 期、3 期）ごとに督促状を送達します。送付先は事務組合です。事務組合に送達することで、法的には事業主に送達したと同じ効果が生じます（徴収法第 34 条）。督促状の送達により、法的には滞納処分（差押等）が可能となりますので各事務組合は必ず該当事業主へ通知してください。また、督促状を委託事業主に送達しないために生じた延滞金については、事務組合が納付の責任を負うこととなります。

督促状に記載されている指定期日を過ぎても滞納が解消されない場合は、督促金額に対して、法定納期限の翌日から 2 カ月を経過するまでは年 7.3%、その後の期間については年 14.6%（1 日あたり 0.04%）の割合で延滞金が計算されます（徴収法第 28 条）。

(6) その他

倒産等により事業廃止となった場合、国は債権者の一人として迅速な対応を迫られることがあります。事務組合で倒産等の情報を把握した場合は速やかに労働保険徴収課へ連絡するとともに、当該事業場の確定処理（減額修正）を行ってください。

労働保険料等滞納事業場報告書

種別

31850

提出年月日

9-02-07-22

広島

労働局長 殿

※労働保険番号

34301912340

報告年月日

9-02-07-10

労働保険事務組合	電話	(082)-(221) 9246 番
	所在地	〒730-8538 広島市中区上八丁塚6-30
	名称	中国地方労務協会
	代表者氏名	会長 岩山直子 (2会印表)

現在 下記事業場の保険料等が滞納となっていますので報告します。

(/ 枚のうち / 枚目)

枝番号1 008 徴定年度1 9-02 電話(082)-(223) 7654 番 事業場名 畑田企画(有)	納付すべき保険料等1 12356 納入額1 0 滞納額1 12356
枝番号2 037 徴定年度2 9-02 電話(082)-(333) 4567 番 事業場名 三島商店(株)	納付すべき保険料等2 1892 納入額2 0 滞納額2 1892
枝番号3 037 徴定年度3 9-02 電話(082)-(333) 4567 番 事業場名 三島商店(株)	納付すべき保険料等3 172 納入額3 0 滞納額3 172
枝番号4 037 徴定年度4 9-02 電話(082)-(333) 4567 番 事業場名 三島商店(株)	納付すべき保険料等4 32453 納入額4 5000 滞納額4 27433
枝番号5 □□□ 徴定年度5 □□-□□ 電話()-() 番 事業場名	納付すべき保険料等5 □□□□□□□□ 納入額5 □□□□□□□□ 滞納額5 □□□□□□□□
合計	納付すべき保険料等合計 46873 納入額合計 5000 滞納額合計 41873

右下の凡例を参照

月/日	保険料等	滞納額
/		
/		
/		

月/日	保険料等	滞納額
/		
/		
/		

月/日	保険料等	滞納額
/		
/		
/		

月/日	保険料等	滞納額
/		
/		
/		

月/日	保険料等	滞納額
/		
/		
/		

凡例	1-徴定区分
	21. 全期または1期
	22. 2期
	23. 3期
	61. 事業廃止(保険料)
	62. 前年度(保険料)
	63. 前々年度(保険料)
71. 当年度事業廃止(拠出金)	
72. 当年度(拠出金)	
73. 前年度(拠出金)	

8 月 分 督 促 状 況 報 告

労働保険 番号	34301-912340-037	雇用保険 番号	3401-456789-2	
事業所	三島商店 株式会社	所在地	広島市中区上八丁堀 8-2	
		電話	082-333-4567	
事業主	代表取締役 三島 実	所在地	同上	
		電話 携帯電話		
事業の内容		飲料水の小売業		
滞納金額	保険料	1892(31年度確走不足)、172(2年度拠出金)、27453(2年度1期分)		
	延滞金			
年月日	事業場への督促経過等		事業場 対応者	事務組合 担当者
2.8.5	<u>会社へ訪問</u> 滞納保険料の納付予定について確認。今月中旬以降で あれば納付することができるとの事。		社長	村野
2.8.15	<u>会社へTEL</u> 納付予定について再度確認。25日以降に納付予定 だが、全額が難しいため一部納付に打るとの事。		社長	村野
2.8.26	<u>事業主よりTEL</u> 本日、保険料を納付したとの事。		社長	村野

上記事業場の 8 月分督促状況を報告します。

広島労働局総務部労働保険徴収課長 殿

所在地 広島市中区上八丁堀 6-30
 労働保険 名称 中国地方労務協会
 事務組合 代表者氏名 会長 岩山直子



労働保険料等納入事業場報告書

提出年月日

9-02-09-06 ①

種別

31851

※労働保険番号

広島

労働局長 殿

都道府県	所管	管轄	基幹番号
3	4	3	01912340

報告年月

9-02-08 ③

労働保険事務組合	電話	(082)-(22)19246 番
	所在地	〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30
	名称	中国地方労務協会
	代表者氏名	会長 岩山直子 

中に下記事業場の保険料等を納付しましたので報告します。

(枚のうち 枚目)

枝番号1 008 ④	年月日1 9-02-08-19 ⑦	保険料等1 12358 ⑧	滞納額1 0 ⑨
徴定年度1 9-02 ⑤	納付場所1 OX銀行 広島南支店	備考1	
徴定区分1 21 ⑥			
枝番号2 037 ⑩	年月日2 9-02-08-26 ⑬	保険料等2 1892 ⑭	滞納額2 0 ⑮
徴定年度2 9-02 ⑪	納付場所2 XX信用金庫 広島支店	備考2	
徴定区分2 62 ⑫			
枝番号3 037 ⑯	年月日3 9-02-08-26 ⑰	保険料等3 172 ⑳	滞納額3 0 ㉑
徴定年度3 9-02 ⑰	納付場所3 同上	備考3	
徴定区分3 72 ⑱			
枝番号4 □□□ ㉒	年月日4 □□-□□-□□-□□ ㉕	保険料等4 □□□□□□□□□□ ㉖	滞納額4 □□□□□□□□□□ ㉗
徴定年度4 □□-□□ ㉓	納付場所4	備考4	
徴定区分4 □□ ㉔			
枝番号5 □□□ ㉘	年月日5 □□-□□-□□-□□ ㉙	保険料等5 □□□□□□□□□□ ㉚	滞納額5 □□□□□□□□□□ ㉛
徴定年度5 □□-□□ ㉗	納付場所5	備考5	
徴定区分5 □□ ㉘			
合計	保険料等合計 14420 ㉜	滞納額合計 0 ㉝	

- (注) 1. この報告書は、労働保険料等滞納事業場報告書(組様式第9号)により報告した事業場のうち、その後納付したものにつき1ヶ月分をとりまとめ、翌月10日までに報告すること。
2. 納付場所欄には銀行名(支店名まで)、郵便局名、都道府県労働局又は労働基準監督署の別を表示すること。

7 内部調整金（滞納充当）

内部調整金とは

委託事業場の概算保険料より確定保険料が下回る場合、その差額は基幹の充当分として翌年度の保険料に充てられます。委託解除の場合や、翌年度へ充当しても余りが出る場合など当該事業場へ還付となる場合は事務組合の口座から当該事業場へ還付しますが、当該事業場に滞納がある場合は事業場へ還付せず、滞納額に充てるため国へ納付する必要があります。この処理を「内部調整（滞納充当）」といい、国に納付する金額を「内部調整金」といいます。

【例1】

ある委託事業場が平成31年度概算保険料の3期分を滞納し、当該事業場の年度更新時の確定保険料が申告済概算保険料を下回った場合、その差額（下図A）は、納付したものとして翌年度へ充当されます。事務組合全体としては、令和2年度に納付すべき保険料がその充当分（A）だけ下がることとなります。この充当分が内部調整金と事業場への還付分の原資となります。一方、当該事業場にとっては、差額分（A）は納付する必要のなかった保険料であるため、事務組合は、事業場の過納分（C）を還付する必要があります。また、差額分のうち滞納分（B）を内部調整金として国に納付し、この処理により、当該事業場の滞納がなくなります。

委託事業場

概算1期 10 納付	概算2期 10 納付	概算3期 10 滞納
確定 13		充当分(A) 17

還付分(C) 7	内部調整金(B) 10
----------	-------------

概算3期として国に
納付する金額

【例2】

上記の例であげた事業場をC社とし、他の事業場を含めて別の角度から考えてみます。状況設定は次のとおりとします。

	H31 年度概算	H31 年度 確定	充当額	R2 年度 概算	R2 年度に納 付すべき額
A社	15 万	13 万	2 万	13 万	11 万
B社	18 万	21 万	△3 万	21 万	24 万
C社	30 万 1 期 10 万 2 期 10 万 3 期 10 万 (滞納)	13 万 委託解除	17 万	—	—
事務組合全体	63 万	47 万	16 万	34 万	18 万

① 事務組合が R2 年度に納付すべき額

(H31 年度概算 63 万) - (H31 年度確定 47 万) = (充当額 16 万)

(R2 年度概算 34 万) - (充当額 16 万) = (納付すべき額 18 万)

したがって、R2 年度に事務組合が納付すべき額は **18 万** となります。

ここで注意すべき点は、C社は3期10万を滞納しているにもかかわらず、事務組合全体としては、納付したものとみなして翌年度へ充当している点です（事務組合の充当額16万の内訳は、A社の2万、B社の△3万、C社の17万の合計です（2-3+17=16））。内部調整金が発生する理由はこの点にあります。

② R2 年度に事務組合が各事業場から徴収する金額

(A社 11 万) + (B社 24 万) = 35 万

事務組合は、委託事業場から35万を徴収しますが、事務組合としての納付額は①でみたように**18 万**で良いこととなります。では、残った17万はどうなるのでしょうか。

③ 仮に、C社に滞納がなければ、余った17万は全額C社に返還することになります。なぜなら、C社は概算30万を納付していますが、実際には確定13万だけでよかったからです。

この例では、C社は3期10万を滞納しています。滞納している事業場に17万全額を還付することは出来ません。C社が実際に納付しているのは20万ですから、20-13=7万をC社に還付します。

還付してもなお余る10万は、C社の3期分に充てるため、内部調整金として国に納付する必要があります。

④ C社に7万を還付するのは理解できるが、滞納があるのに10万を内部調整金として国に納付するのはおかしいのではないか？ その10万は事務組合が立て替えていることにならないか？ という疑問が生じるかもしれません。

ここで①を振り返ります。

事務組合は、C社の3期分10万が滞納になっているにもかかわらず、納付したものとみなして充当額を計算し、R2年度の概算保険料に充当しています。したがって、事務組合にとって見ればR2年度に納付すべき額が、滞納の10万を含めて安くなっていると言えます。納付していないものを納付したものとみなして充当処理をしているわけですから、その10万は本来、国に納付すべき保険料であることが分かります。この10万を内部調整金としてC社の3期分に充てることでC社の滞納も消えますから、すべての辻褃が合うこととなります。

「C社が滞納しているのに、事務組合が納付すべき金額が安くなる」という点が理解しづらい場合は、表中のC社を除いて考えてみると理解できます。

	H31年度 概算	H31年度 確定	充当額	R2年度 概算	R2年度に納 付すべき額
A社	15万	13万	2万	13万	11万
B社	18万	21万	△3万	21万	24万
事務組合全体	33万	34万	△1万	34万	35万

C社がなければ、事務組合はR2年度に35万を納付することとなります。C社の充当額17万があったからこそ、R2年度の納付すべき額が18万に下がっていたわけです。C社の充当額17万の内には、徴収していない10万が含まれている訳ですから、事務組合は10万ほど安くなっているといえます。

8 確定修正について

(1) 確定修正とは

年度更新が終了すると、前年度保険料が確定されます。この、確定した保険料を修正する作業を確定修正といいます。

確定修正は、どこまでも遡って行えるわけではありません。徴収法第41条に、時効完成は2年と定められていますので、確定修正の処理を実施する年度から見て、前年度、前々年度の2年度分が修正の対象となります。

確定修正の結果、新たに納付すべき保険料が生じれば納付書により追加納付する必要があります。逆に、払いすぎている場合は還付請求書を提出する必要があります。(ただし、確定修正を行う事業場に滞納がある場合は還付請求書によって滞納部分に充当し、残余を還付することとなります。)

なお、修正の内容によっては、事業場へ出向くなどして修正内容の確認を行うことがあります。

(2) 確定修正に必要な書類

確定修正に必要な書類は次のとおりです。対象となる年度ごとに書類一式を提出します。
したがって、2年度分の修正を行う場合はそれぞれの年度について書類を提出してください。

- ① 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（様式第6号）
- ② 保険料申告書内訳（組様式第6号・総コン利用組合は組機様式第10号）
- ③ 労働保険確定保険料「再申告」の添付書
- ④ 労働保険事務組合保険料申告書内訳総括表（総コン利用組合のみ（組様式第9号）
一括有期事業の場合は、一括有期事業総括表（総コン利用組合は組様式第8号）
- ⑤ その他、変更内容によって必要と思われる書類

【例】役員報酬が含まれていた場合…役員報酬の額がわかる書類等

高齢者の賃金が含まれていた場合…賃金台帳、年齢が確認できる書類等

このように確定修正を行う理由によって提出が必要な書類が異なりますので、事前に確認してください。

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石川県労働保険事務所

継続事業
(一括有期事業を含む。)

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

記入に当たっては注意事項をよく読んでお読みください。
○ご記入への記入は上記の標準字体でお願いします。

〒 32700

平成31年度確定修正

提出用

年 月 日

あて先 〒730-8538

広島市中区上八丁堀6-30

広島合同庁舎第2号館

広島労働局

労働保険特別会計歳入徴収官殿

〒 34301912340-000

各 種 区 分	
労働保険料	
労災保険料	
雇用保険料	

三つの月の合計 平成31年 4月 5月 6月 平成31年 7月 8月 9月 平成31年 10月 11月 12月 平成32年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

確定期間 平成31年4月1日 から 令和2年3月31日 まで	
労働保険料	12,175,220
労災保険料	3,051,130
雇用保険料	9,124,100
一般拠出金	3,542,000

概算・増加概算保険料算定内訳	
労働保険料	
労災保険料	
雇用保険料	
一般拠出金	

確定	1,216,083
1440	

労働保険料	
労災保険料	
雇用保険料	
一般拠出金	
事業又は作業の種類	730-8538 (082)221-9246
所在地	広島市中区上八丁堀6-30
名称	中国地方労務協会
代表者	会長 若山直子

領収済通知書

労働保険 国庫金

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

30840

広島労働局

00075541

労働保険特別会計歳入

0847

6118

〒 34301912340-000

前月の目的	1. 平成
2. 労働保険料	
3. 労災	
納付の場所	日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、労働保険事務所、労働分監事務監督官

労働保険料	¥1,440
労災	¥13
雇用保険料	¥1,443
あて先	〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館
領収日付印	

労働保険事務組合保険料等申告書内訳総括表

令和 2 年 9 月 3 日

労働保険事務組合 組合名 **中国地方労務協会**



組合住所 **広島市中区上八丁坂6-30**

TEL. **082(221)9246**

代表者の氏名 **会長 岩山直子**



労働保険番号

34301912340 000

事務担当者の氏名 (**村野智子**)

区 分		確定保険料 (円)	区 分		概算保険料 (円)
労災 保 険	一般保険料	17,880	労災 保 険	一般保険料	
	第1種特別加入保険料	19,710		第1種特別加入保険料	
	計	37,590		計	
雇 用 保 険	一般	53,640	雇 用 保 険	一般	
	特掲			特掲	
	建設			建設	
	計	53,640		計	
合 計		91,230	合 計		
申告済概算保険料		89,790	各 期 分 納 付 額	第1期	
差 引 額	充 還 額 又 は 付 加 額			第2期	
	不 足 額	1,440	第3期		

確 定 申 告 事 業 場 に お け る	委託事業場数	人	概 算 申 告 事 業 場 に お け る	委託事業場数	人
	常 用 時 使 用 労 働 者 数	人		常 用 時 使 用 労 働 者 数	人
	雇 用 保 険 被 保 険 者 数	人		雇 用 保 険 被 保 険 者 数	人
	第 1 種 特 別 加 入 者 数	人		第 1 種 特 別 加 入 者 数	人

高 年 お お し の 者 に お け る 申 告 事 業 場	雇用保険率	人員 (人)	支払賃金総額 (円)	保 険 料 (円)

一 般 提 出 金 **119** (円)

労働保険・確定保険料「再申告」の添付書

労働保険事務組合名 **中国地方労務協会**

平成 **21** 年度分

労働保険番号	34301912340-123	事業場名	株式会社 徴収電器	所在地	東広島市西条町手家 6479-1
--------	------------------------	------	------------------	-----	-------------------------

	労災保険対象賃金					雇用保険対象賃金						
	再確定前	再確定後	差額	差額の理由		再確定前	再確定後		差額	差額の理由		
							うち高齢者分	うち高齢者分				
31年4月	356.983	366.983	10.000	通勤手当の 算入扱	31年4月	356.983	0	266.983	0	10.000	0	通勤手当の 算入扱
5月	433.400	443.400	10.000		5月	433.400	0	443.400	0	10.000	0	
6月	432.526	442.526	10.000		6月	432.526	0	442.526	0	10.000	0	
7月	397.232	407.232	10.000		7月	397.232	0	407.232	0	10.000	0	
8月	421.660	431.660	10.000		8月	421.660	0	431.660	0	10.000	0	
9月	439.720	449.720	10.000		9月	439.720	0	449.720	0	10.000	0	
10月	441.352	451.352	10.000		10月	441.352	0	451.352	0	10.000	0	
11月	412.151	422.151	10.000		11月	412.151	0	422.151	0	10.000	0	
12月	402.020	412.020	10.000		12月	402.020	0	412.020	0	10.000	0	
2年1月	400.214	410.214	10.000		2年1月	400.214	0	410.214	0	10.000	0	
2月	452.910	462.910	10.000		2月	452.910	0	462.910	0	10.000	0	
3月	450.000	460.000	10.000		3月	450.000	0	460.000	0	10.000	0	
賞与等8月	300.000	300.000	0		賞与等8月	300.000	0	300.000	0	0	0	
賞与等12月	500.000	500.000	0		賞与等12月	500.000	0	500.000	0	0	0	
合計	5,840.168	5,960.168	120.000		合計	5,840.168	0	5,960.168	0	120.000	0	
	5,840千円	5,960千円	120千円			5,840千円	0千円	5,960千円	0千円	120千円	0千円	
保険料率	3.0	3.0			算定対象者分	5,840千円		5,960千円				
保険料	17.520	17.880										

特別加入・再確定前					特別加入・再確定後					差額の理由
特別加入者の氏名	基礎日額	適用月数	特別加入者の氏名	基礎日額	適用月数	算定基礎額	特別加入者の氏名	基礎日額	適用月数	
徴収洋一	10,000	12				6,570千円	変更仔し			6,570千円
徴収明子	3,000	12								
保険料率					3.0					
保険料					19.710					
保険料率					3.0					
保険料					19.710					

	労災保険	特別加入	計
再確定前	17.520	19710	37230
再確定後	17.880	19710	37590
差額	360	0	360

	賃金総額	一般拠出率	一般拠出金
再確定前	5840千円	0.02	116
再確定後	5960千円	0.02	119
差額	120千円		3

	算定対象者分賃金総額	雇用保険料率	保険料
再確定前	5840千円	9	52560
再確定後	5960千円	9	53640
差額	120千円		1080

1.443

還付先の口座は保険料専用口座を記入してください

種別

31751

労働保険番号

34301912340-000

訂正項目番号
訂正項目番号

還付金の払渡しを受けることを希望する金融機関 (金融機関のない場合は郵便局)

金融機関
 金融機関名称 (漢字) 00銀行
 支店名称 (漢字) 広島支店
 種別 1 普通口座番号 0123456
 ゆうちょ銀行記号番号
 金融機関コード
 支店コード
 郵便局
 郵便局名称 (漢字)
 区・市・郡 (漢字)

還付請求額 (注意) 各欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい

労働保険料
 (ア) 納付した概算保険料の額又は納付した確定保険料の額 7564892
 (イ) 確定保険料の額又は確定確定保険料の額 7542092
 (ウ) 差額 22800
 (エ) 労働保険料等・一般拠出金への充当額 (詳細は以下3)
 (オ) 労働保険料等に充当 0
 (カ) 一般拠出金に充当 0
 (キ) 労働保険料還付請求額 (ウ) - (オ) - (カ) 22800
 (フ) 納付した一般拠出金 31540
 (ケ) 改定した一般拠出金 31420
 (コ) 差額 120
 (シ) 一般拠出金に充当 0
 (ス) 労働保険料等に充当 0
 (セ) 一般拠出金還付請求額 (コ) - (シ) - (ス) 120

修正前
修正後

労働保険料等への充当額内訳

充当先事業の労働保険番号	労働保険料等の種別	充当額
-	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	円
-	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	円
-	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	円
-	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	円
-	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	円

上記のとおり還付を請求します。

(郵便番号 730-8538) 電話 (082-221-9246)

令和2年10月11日

住所 広島市中区上八丁坂6-30

事業主 名称 中国地方労務協会

記名押印又は署名

氏名 会長 岩山直子

(法人のときは、その名称及び代表者の氏名)

官署 支出席生労働省労働基準局長 粉
労働局労働保険特別会計資金前渡官吏 殿

(法人のときは、その名称及び代表者の氏名)

訂正項目 (英数・カナ)
 訂正項目 (漢字)

還付理由
 1 年度更新
 2 事業終了
 3 その他(詳細欄)
 還付金発生年度 (元号、平成47) ※確定区分
 元号 - 年 月 日

職名	役名	氏名	印
収入徴収官	課長		
課長	課長		
補佐	係長		
係長	係長		

作成年月日	氏名	電話番号
労働保険料等 事務代理者の表示		
社会保険 労務士 記載欄		

(注意)
 1. 口座について、ゆうちょ銀行を指定した場合、「ゆうちょ銀行記号番号」を記入すること。また、ゆうちょ銀行以外を指定した場合、「種別」「口座番号」を記入すること。
 2. 還付金の種別欄及び「備考」については、事項を選択する場合には該当事項を「○」で囲むこと。なお、労働保険料等・一般拠出金に充当する場合は、その旨を記載すること。

9 労働保険事務組合報奨金（整備法第 23 条）

（1）労働保険事務組合報奨金とは

労働保険事務組合制度の目的は、中小事業主にとって負担となる労働保険事務を代理して事業主の負担を軽減し、これをきっかけとして労働保険制度の適用促進、保険料徴収の円滑化を図ることにあります。事務組合が通常の代理より重い責任を負い、制度拡大に向けての取り組みを行う理由はここにあります。

報奨金は、事務組合が行う労働保険料の申告納付その他の事務についてその労に報い、かつ将来にわたって奨励するための目的で、予算の範囲内で交付されます。

（2）支給要件

報奨金は、事務組合が事業主の委託を受けて納付する労働保険料及び一般拠出金の納付の状況が次の①②③④全ての要件に該当する場合に交付されます。

- ① 7月10日の時点で、前年度の常時使用労働者数が15人以下の委託事業主にかかる前年度の確定保険料額の95%以上の額が納付されていること。
- ② 前年度の労働保険料等について滞納処分（差押、参加差押等）を受けたことがないこと。
- ③ 偽りその他不正な行為により、前年度の労働保険料等の徴収を免れ、又はその還付を受けたことがないこと。
- ④ 報奨金の受入及び支出について適切な区分経理がなされていること。

（3）支給額

定額部分と定率部分を足した金額になります。

報奨金は予算の範囲内で、次の方法で算定した額の範囲内で交付されます。

ただし、労働保険料に係る報奨金交付額の上限は1,000万円となります。

○ 定率部分

上記支給要件①に該当する事業の保険料で、7月10日までに納付した額の2.0%（R1年度現在）です。ただし、納付した額が確定保険料を超える場合は、確定保険料額を最高額として2.0%を乗じます。

○ 定額部分

上記支給要件①の委託事業場数に、単価を乗じた額とします。対象となる委託事業場と単価の関係は、次のように分けられています。

常時使用労働者数	保険関係区分	単価（R1年度現在）
5人未満	労災・雇用の両保険	12,400円
	片保険	6,200円
5人以上15人以下	労災・雇用の両保険	6,200円
	片保険	3,100円

*定率部分の2.0%と定額部分の単価は法令により変更されることがあります。

(4) 区分経理について

区分経理とは、支出において単に支出事項を区分するだけでなく、区分された支出内容が厚生労働省が定める支出内容に合致していることをいいます。

報奨金の交付申請時に区分経理の有無等を確認し、支出内容または支出予定内容について区分経理がなされていない、交付目的外使用が確認できる場合には、当該支出事項に該当する経費は報奨金の交付対象から除外されることになります。

(5) 厚生労働省が定める支出内容

厚生労働省が定める支出内容は以下の①～④です。

- ① 事務組合所属労働者に対する貸金
- ② 事務組合事務所の貸貸借料
- ③ 労働保険料の徴収に係る旅費
- ④ その他事務組合の運営に必要な経費

(6) 報奨金（電子化分）について

平成 25 年度から労働保険事務組合の委託事業場に関するデータ管理のシステムの促進を図ることを目的として、事務組合が年度更新時に提出する「保険料・一般拠出金申告書内訳」の内容に係るデータが保存された電子媒体を提出した場合に、報奨金（電子化分）が交付されます。

報奨金（電子化分）は、予算の範囲内で、申告書内訳（電子）に登録された委託事業場のうち、前年度における常時使用労働者数が 15 人以下の委託事業場 1 件につき 800 円（令和元年度現在）交付されます。

報奨金の支給要件及び支給額は毎年送付している「**報奨金についてのお知らせ**」に詳細がありますので、交付申請の際には、交付申請書の提出期限、交付申請書に添付する書類等を確認のうえ交付申請書の提出をお願いします。

第3章 日常業務

1 労働保険

(1) 労働保険とは（徴収法第2条）

労災保険法による労働者災害補償保険（いわゆる労災保険）と雇用保険法による雇用保険との総称です。

この「労働保険」という言葉は、徴収法が労災・雇用両保険を一体的に捉えていることを表しています。

(2) 労働保険の保険関係とは（徴収法第3条・第4条）

保険事故（業務災害・通勤災害・失業）が生じた場合に労働者ないし被保険者は、保険者（政府）に対して保険給付を請求する権利を持ち、これに対応して保険加入者（事業主）は保険者に保険料を納付する義務を負うという法律関係です。この保険関係は、「事業」を単位として成立します。

2 事業とは

(1) 継続事業の単位

本店、支店、工場、事務所のように、経営組織上の一つの単位としての独立性をもつもので、一定の場所において、一定の組織のもとに、有機的に相関連して行われる一体的な経営活動又は作業がこれに当たります。

つまり、一つの会社で複数の支店や工場がある場合には、原則として支店・工場それぞれが「事業」ということとなります。

一つの事業として取り扱うか否かを判断する基準として主として以下の3点があり、これらを総合的に判断します。

- ① 場所的に他の事業場から独立しているかどうか。
- ② 組織的に一つの単位をなし、経理・人事・経営（業務）上の指揮監督、作業工程において独立性があるかどうか。
- ③ 施設として相当期間継続性を有するかどうか。

この中で最も重視されるのが① 場所的基準であり、次いで② 組織的基準の順となります。まず①の場所的基準についてですが、同一場所にあるものは原則として分割することなく一つの事業とし、場所的に分離されているものは原則として別個の事業として取り扱うこととなります。通常はこの場所的基準によって一つの事業であるか否かを決定することができます。

次に②の組織的基準ですが、当該組織が規模的に一つの単位として判断できるものであり、労使間に指揮監督関係が存在し、責任者に一定の権限が与えられている場合には一つの事

業として取り扱うこととなります。

したがって、場所的に他の場所から独立していたとしても、規模が小さく、その上部機関等との組織的関連や事務能力から見て一つの事業といえる程度の独立性がないものについては、直近上位の組織に包括して全体を一つの事業として取り扱うこととなります。

そして「事業」は見方によって次のように分類されます。

- 「当然適用事業」と「任意適用事業」
- 「一元適用事業」と「二元適用事業」
- 「継続事業」と「有期事業」

(2) 「当然適用事業」と「任意適用事業」

労災保険法第3条第1項及び雇用保険法第5条第1項によると、「労働者を使用(雇用)する事業を適用事業とする。」と定められており、労働者を使用(雇用)する事業は、事業主や労働者が望むと望まざるとに関わらず、法律上当然(強制的)に労災保険又は雇用保険の適用事業となります。これを「当然適用事業」といいます。

一方、労働者を使用(雇用)する事業であっても、事業主が保険加入の申請をし、認可があったときにはじめて保険関係が成立すると法律及び政令で定められている事業があります。これらの事業を、当然適用事業に対し、「任意適用事業」といいます。任意適用事業に当たるかどうかは労災保険と雇用保険で基準が異なり、以下のような基準となっています。

【労災保険上の任意適用事業】

- ① 民間の個人経営の農業の事業(特定の危険有害作業を主として行う事業であって常時労働者を使用するもの並びに特定農業機械作業従事者及び一定の危険又は有害な作業を行う一定規模以上の農業の個人事業主等が特別加入した場合における当該事業を除く。)であって、5人未満の労働者を使用するもの
- ② 民間の個人経営の林業の事業であって、労働者を常時は使用せず、かつ、1年以内の期間において使用労働者延人員が300人未満のもの
- ③ 民間の個人経営の漁業の事業(総トン数5トン以上の漁船による事業であって、河川、湖沼及び特定の水面以外の場所で主として操業するもの並びに特定の危険有害作業を主として行う事業であって常時労働者を使用するものを除く。)であって、5人未満の労働者を使用するもの

(失保等の一部改正法(昭和44・12・⑨法律第83号)附則第12条・整備令第17条・昭和50年労働省告示第35号)

【雇用保険上の任意適用事業】

民間の個人経営による農林水産の事業であって、5人未満の労働者を雇用するもの
(雇用保険法附則第2条第1項・雇用保険法施行令附則第2条)

労災保険又は雇用保険の当然（強制）適用事業に該当する事業が、事業の種類の変化、使用労働者数の減少、経営組織の変更等により、任意適用事業に該当することとなった場合には、その事実が発生した翌日に、自動的に保険加入の認可があったものとみなされることとなります。（整備法第5条第3項・徴収法附則第2条第4項）

また、これとは逆に、未加入の任意適用事業に該当する事業が、事業の種類の変更、使用労働者数の増加、経営組織の変更等により、労災保険又は雇用保険の適用事業に該当することとなった場合には、その該当することとなった日を事業が開始された日と同様に取り扱い、その日に、当該事業について労災保険又は雇用保険に係る保険関係が成立することとなります。（整備法第7条・徴収法附則第3条）

（3）「一元適用事業」と「二元適用事業」

イ 一元適用事業

徴収法は、従来の失業保険と労災保険を統合し、両方の保険の適用事務と保険料徴収事務を一本化（一元化）して処理することを目的として制定された法律です。したがって、労働保険の保険関係は労災保険と雇用保険とを合わせて一つの労働保険の保険関係として取扱い、労働保険の申告・納付等を両保険一本で行うことが原則となります。この取扱いを受ける事業を「一元適用事業」といいます。次に説明する「二元適用事業」に該当しない事業がこれに該当し、適用事業の多くが一元適用事業になります。

ロ 二元適用事業

「二元適用事業」には、次の事業が該当します。これらの事業では、労災保険と雇用保険とで適用労働者の範囲が異なること、あるいは事業の適用単位を統一しがたい実情にあることなど両保険の適用について一律に処理しがたい実態があるため、労災保険、雇用保険を別個の保険関係として取扱い、労働保険の申告・納付等をそれぞれ別々に行うこととなります。したがって、二元適用事業の場合は、労災保険と雇用保険で別々の労働保険番号を振出し、申告・納付も別々で行うこととなります。（徴収法第39条・徴収法施行規則第70条）

【二元適用事業】

- ① 都道府県及び市町村の行う事業
- ② 都道府県に準ずるもの及び市町村に準ずるものの行う事業
- ③ 港湾労働法の適用される港湾（東京港、横浜港、名古屋港、大阪港、神戸港、関門港）において同法第2条第2号に規定する港湾運送の行為を行う事業
- ④ 農林水産の事業
- ⑤ 建設の事業

（4）「継続事業」と「有期事業」

事業の期間が予定されない事業を「継続事業」といい、例えば、工場や商店、事務所等が

これに該当します。

これに対して、事業の期間が予定される事業、すなわち、事業の性質上一定の予定期間に所定の事業目的を達成して終了する事業を「有期事業」（徴収法第7条第2号）といい、例えば、建設工事、ダム工事、道路工事等の土木建築工事、立木の伐採等の林業がこれに該当します。

有期事業として取り扱う事業の多くは、二元適用事業に属します。労災保険と雇用保険とでそれぞれ適用単位の取扱いその他適用方法が異なる等の事情がある為、雇用保険に係る保険関係については、「有期事業」としての取扱をしないこととなります。事務処理上は、有期事業の労災保険を末尾4又は5として管理し（末尾4又は5は「一括有期事業」）、雇用保険部分を末尾2として管理するのが一般的です。

ある事業が継続事業に該当するか有期事業に該当するかによって、事業の一括の方法、保険料の納付手続、メリット制の適用方法等について適用上の差異が生じます。

3 事務処理を委託することができる事業主の範囲

(1) 事業の規模

事務組合に労働保険事務の処理を委託することができる事業主は、以下の要件を満たした事業主です。（徴収法第33条第1項・徴収法施行規則第62条）

【委託事業主の規模】

- ① 金融業若しくは保険業、不動産業又は小売業にあつては、その使用する労働者数が常時50人以下の事業主
- ② 卸売業又はサービス業（清掃業、火葬業、と畜業、自動車修理業及び機械修理業は除く。）にあつては、その使用する労働者数が常時100人以下の事業主
- ③ 上記①、②以外の業種にあつては、その使用する労働者数が常時300人以下の事業主

「金融業若しくは保険業、不動産業又は小売業・・・卸売業又はサービス業」の分類は、「日本標準産業分類」（総務省編）によって行います。

「常時50人、100人又は300人以下の労働者を使用する」とは、常態として50人、100人又は300人以下の労働者を使用することをいい、臨時に労働者数が増加し、一時的に50人、100人又は300人を超えた場合でも、常態として50人、100人又は300人以下であれば、これに該当することとなります。

また、労働者の数は、個々の事業場単位ではなく、企業全体の労働者数となりますので、一つの企業に複数の支店、工場等がある場合には、それぞれに使用される労働者数を合計したものとなります。委託当初は委託できる規模であったものの、その後の事業拡大等により委託できる規模を超えてしまうこともありますので、ご注意ください。

事務組合である団体等の構成員でない者も、労働保険事務の処理を委託することはできませんが、団体等における員外者利用の制限に関する規定（定款、規約等）に抵触しないよう注

意してください。

4 労働保険事務組合が行うべき届出事務等

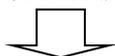
(1) 労働保険事務の処理を委託されたとき

事業主から事務組合への事務処理の委託は、「労働保険事務委託書」(組様式第1号)によって行われます。事務組合は、事業主から事務処理の委託を受けた際には、直ちに受託の可否を決定し、その旨を当該事業主に通知しなければなりません。

事務組合は、事業主から事務処理を受託したときは遅滞なく「労働保険関係成立届(事務処理委託届)」(様式第1号)を、以下の区分に従って提出しなければなりません。(徴収法施行規則第64条第1項、徴収法施行規則第78条第3項)

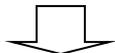
【提出先の区分】

- 1) 労災保険に係る保険関係が成立している事業のうちの二元適用事業(末尾4, 5, 6)
- 2) 労災保険の特別加入に係る一人親方等の団体



当該事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長経由で労働局長へ

- 3) 1), 2) 以外の事業(末尾0(又は1), 2(又は3))



当該事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所長経由で労働局長へ

労働保険関係成立届(事務処理委託届)は、労災保険の適用事業又は雇用保険の適用事業について保険関係が新たに成立した場合に、当該成立の日から10日以内に提出しなければなりません。(徴収法第4条の2)

なお、上記の労働保険関係成立届(事務処理委託届)のほか、雇用保険の適用事業については、必要に応じて「雇用保険適用事業所設置届」、「雇用保険資格取得届」、「雇用保険事業主事業所各種変更届」を、事業場の所轄公共職業安定所長に提出することとなります。(雇用保険法施行規則第141条、第6条、第142条)

既に個別で保険関係が成立している事業で、年度途中において事務委託する場合、保険料についてはその保険年度の確定保険料の申告・納付は個別の労働保険番号で行い、翌年度の概算保険料の申告・納付から事務組合で一括処理します。ただし、第一種特別加入にかかる保険料については委託を受けた年度分から事務組合で申告、納付をしてください。

労働保険事務等委託書

法人番号 123000/023456

事業場名	<u>美井食品株式会社</u>	常時使用労働者数	<u>13</u> 人
事業場の所在地	<u>広島市安佐北区可部南3丁目3-36</u>	雇用保険被保険者数	<u>9</u> 人
委託事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 概算保険料、確定保険料その他労働保険料及び一般拠出金並びにこれに係る徴収金の申告・納付に関する事務 ● 雇用保険の被保険者資格の取得及び喪失の届出、被保険者の転入及び転出の届出その他雇用保険の被保険者に関する届出等に関する事務（個人番号関係事務を含む。） ● 保険関係成立届、労災保険又は雇用保険の任意加入申請書、雇用保険の事業所設置届等の提出に関する事務 ● 労災保険の特別加入の申請等に関する事務 ● その他労働保険についての申請、届出、報告等に関する事務 		
委託事務処理開始年月日	(予定) <u>令和2年8月1日</u> より		

上記のとおり貴組合に労働保険事務等の処理を委託します。
 ただし、「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」（組様式第4号）は、貴組合が指定する期日までに当方において作成し、提出します。

(郵便番号 731-0223)

電話 (082) - (815)

8609 番

令和2年8月1日

住所 広島市安佐北区可部南3丁目3-36

事業主の

美井食品株式会社 記名押印又は署名

殿

氏名 代表取締役 白井美子 

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	上記の委託を承諾します。 (承諾できません。)
	<u>34301912340318</u>					
労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	
労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	

令和2年8月5日

名称 中国地方労務協会

(郵便番号 730-8538)

電話 (082) - (221)

9246 番

労働保険の事務組合

所在地 広島市中区上八丁堀6-30

記名押印又は署名

殿

代表者氏名 会長 岩山直子 

【委託成立届の記入に当たっての注意事項】

「①事業主」欄

事業主の住所または所在地（法人の場合は主たる事務所の所在地）及び氏名（法人の場合は名称）を記入してください。

「②事業」欄

保険関係が成立した事業の所在地及び名称を記入してください。

「③事業の概要」欄

作業内容（製造工程）、製品名（完成物）、又は提供されるサービスの内容等の事業内容を具体的に記入して下さい。（例：プラスチック製床材の製造、ビルの外部清掃）

当該事業が、労働者派遣事業、構内下請事業の場合は、その旨も記入して下さい。

また、有期事業の場合には、完成されるべき工作物又は主たる工事を具体的に記入して下さい。特に建築事業に関しては、対象が既設建築物か新設建築物かによって適用業種が異なりますので、その別についても記入して下さい。

「④事業の種類」欄

「労災保険率適用事業細目表」に掲げられた事業の中から、該当する事業の種類を選択し、記入して下さい。

「⑥保険関係成立年月日」欄（⑭欄も同様）

当該事業について最初に保険関係が成立した日付を記入して下さい。したがって、委託換え・個別から委託への移行の場合には、委託年月日以前の日付が記入されることとなります。

「⑰～⑳事業主」欄

保険関係が成立した事業に係る主たる事務所の所在地及び名称を記入してください。

「㉔加入済労働保険番号」欄

新規成立以外（個別から事務委託への移行、委託換え等）の場合には、既に加済みの労働保険番号を必ず記入して下さい。この欄が記載されていない場合、メリット適用の判断に必要なデータが引き継がれないこととなりますので十分注意してください。

新規成立の場合には、保険関係成立年月日と事務処理委託年月日は同日となりますので、注意して下さい。

「㉗適用労働保険番号1」欄（㉘欄も同様）

一元適用事業において、既に他の労働保険番号を成立させている場合、又は二元適用事業において、他の所掌に係る労働保険番号を成立させている場合には、その労働保険番号を記入し

て下さい。

「その他留意事項」

- ・ 一度使用した枝番号については再度使用することは出来ませんので、枝番号の振出の際には注意して下さい。
- ・ 委託事務組合の代表者氏名の記入及び事務組合代表者印の押印もれに注意して下さい。
また、委託事業場が法人の場合は代表者氏名の記入も必要となりますので、併せて注意して下さい。

労働保険関係成立届は、政府が、当該事業についての保険関係の成立とその時期、事業の内容等をすみやかに確認し、労働保険料の徴収及び労働保険の保険給付の前提ないし基礎とする重要な届出となりますので、記入内容に間違いのないよう十分に注意して下さい。

(2) 労働保険事務処理の委託を解除するとき

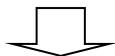
委託事業場が事業廃止、委託から個別への移行、他の事務組合への委託換え等の状況となった場合には、事務組合は委託解除の手続を行う必要があります。

委託解除を行う場合には、「労働保険事務処理委託解除通知書」(組様式第 11 号)を作成することとなります。これは、中小事業主に係る特別加入者の継続委託の際にも、必要な書類となりますので、必ず作成し、事業場へ交付してください。

その上で、事務組合は「労働保険事務処理委託解除届」(様式第 15 号)を、以下の区分に従って提出しなければなりません。(徴収法施行規則第 64 条第 2 項)(徴収法施行規則第 78 条第 3 項)

【提出先の区分】

- 1) 労災保険に係る保険関係が成立している事業のうちの二元適用事業(末尾 4、5、6)



当該事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長経由で労働局長へ

- 2) 1 以外の事業(末尾 0(又は 1)、2(又は 3))



当該事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所長経由で労働局長へ

委託から個別への移行に伴う委託解除の場合は、可能な限り、事務組合において個別の労働保険番号付与までの事務処理を行ってください。

また、労働保険料を滞納している委託事業場が倒産・行方不明等により委託解除となる場合又は委託解除となる恐れがある場合には、直ちにその状況(責任者、弁護士等の連絡先、事

業主との接触の経過等)を可能な限り確認し、労働保険徴収課へ連絡してください。

なお、労働保険事務処理委託解除届のほか、雇用保険の適用事業においては、必要に応じて「雇用保険適用事業所廃止届」、「雇用保険被保険者資格喪失届」、「雇用保険被保険者離職票」を、事業場の所轄公共職業安定所長に提出することとなります。(雇用保険法施行規則第141条、第7条)

労働保険事務等委託解除通知書

労働保険番号	府県	所管轄	基幹番号	枝番号	雇用保険事業番号	保険所号	3404-221/33-5	
	34	30	1912340088					
事業場名	海栗谷鉄工 有限会社					常時使用者数	8 人	
事業場の所在地	尾道市栗原西2丁目7-10					雇用保険被保険者数	6 人	
委託解除の理由	事業廃止のため							
委託解除年月日	令和 2 年 10 月 31 日							
<p>上記の理由により労働保険事務等の委託を解除することとしましたので通知します。</p> <p style="text-align: right;">郵便番号 722-0026 電話番号 0844-23-8609</p> <p>令和 2 年 10 月 23 日</p> <p style="text-align: right;">名称 海栗谷鉄工 有限会社</p> <p style="text-align: right;">所在地 尾道市栗原西2丁目7-10</p> <p style="text-align: right;">代表取締役 代表者氏名 海栗谷 万吉 万吉印</p> <p>中国地方労務協会 殿</p>								

<p>令和 2 年 10 月 23 日付けで通知がありました労働保険事務等の委託解除を認めます。</p> <p style="text-align: right;">郵便番号 730-8538 電話番号 082-221-9246</p> <p>令和 2 年 10 月 31 日</p> <p style="text-align: right;">名称 中国地方労務協会</p> <p style="text-align: right;">所在地 広島市中区上八丁坂6-30</p> <p style="text-align: right;">代表者氏名 会長 岩山直子 岩山印</p> <p style="text-align: right;">殿</p>								
--	--	--	--	--	--	--	--	--

種別 修正項目番号

3 1 6 0 5

下記事業について委託解除があったので届けます。

令和 2 年 11 月 6 日

労働保険番号

行 業 所 属 管 轄 市 基 幹 番 号 枝 番 号
 3 4 3 0 1 9 1 2 3 4 0 - 0 8 8

労働局長 殿

⑧ 事務処理委託解除年月日(元号) 年 月 日 日 ⑨ 委託解除理由

9 - 0 2 - 1 0 - 2 1 1
 1 事業専従
 2 委託終了
 3 業務加入
 4 業務終了

⑩ データ指示コード ⑪ 再入力区分

修正項目

① 事務組合	(イ) 所在地	〒 730 - 8538 広島市中区上八丁塚 6-30
	(ロ) 名称	中国地方労務協会 TEL(082)-(24)-9246
	(ハ) 代表者氏名	記名押印又は署名 会長 岩山直子

② 事業	(イ) 所在地	尾道市栗原西2丁目7-10	郵便番号	〒 -
	(ロ) 名称	海栗谷鉄工 有限会社	電話番号	- - 番
③ 事業主	(イ) 住所 (法人のときは 主たる事務所の 所在地)	尾道市栗原西2丁目7-10	郵便番号	〒 -
	(ロ) 名称	海栗谷鉄工 有限会社	電話番号	- - 番
	(ハ) 氏名 (法人のときは 代表者氏名)	代表取締役 海栗谷 万吉	記名押印又は署名	

社 務 士 記 載 欄	作成年月日・ 提出代行者・ 事務代理者の表示	氏 名	電話番号

[注意]

1. で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学文字読取装置(OCR)で直接読取りを行うのでこの用紙は汚したり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
2. 記入枠の部分は、必ず黒色のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。
3. ※印のついた記入枠には記載しないこと。
4. ①事務組合の(ハ)代表者氏名、③事業主の(ハ)氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。
5. ⑥欄には、右の1、2、3、4のうち、該当するものの数字を記入すること。

(3) 委託事業場の名称・所在地等に変更があったとき

事務組合は、委託事業場について、次の事項に変更があったときは「労働保険名称、所在地等変更届」(様式第2号)を提出することとなります。(徴収法施行規則第5条第1項)

- ① 事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地
- ② 事業の名称
- ③ 事業の行われる場所
- ④ 事業の種類
- ⑤ 有期事業にあつては、事業の予定される期間

「労働保険名称、所在地等変更届」は、該当事項に変更が生じた日の翌日から起算して10日以内に、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に提出しなければなりません。(徴収法施行規則第5条第2項)

また、雇用保険の適用事業については、必要に応じて「雇用保険事業主事業所各種変更届」を事業場の所轄公共職業安定所長に提出することとなります。(雇用保険法施行規則第142条)

事業の種類変更届の添付書

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号					枝番号			
	34	3	01	9	1	2	3	4	0	2	4	3
事業場名	中野商店											

1. 変更の理由

卸売業とともに食料品製造を始めたため

2. 事業(営業)目的

加工食品(漬物)の製造

3. 製品又は取扱品名等

製品名又は 部品名	部分製品の場合 は、使用される完成 製 品 名	生産数量 (月)	生産金額 (月)	製造(作業)工程	納品先
千枚漬		1千	2,000	仕入れ→スライス→下漬け→味付 →パック詰 → 箱詰	〇〇スーパー 〇〇デパート他

4. 使用材料(原料)

亜
鉛

5. 設備等関係

設備(機械)名	台数	用途
電動ローラー	1	材料の皮むき
電動スライサー	1	材料のスライス
真空パック機	1	真空パック

車両関係	台数
中古 保冷車	1
軽トラック	2

6. 製造工程及び作業内容(工程・作業内容・従事人数等を具体的に示すこと)

かぶ(仕入) → スライス → 下漬け → 味付 → 真空パック → 箱詰め → スパ等へ卸
 (1名) (1名) (1名) (1名) (1名)

7. 使用労働者数

総人員数	部門別内訳	部門・課等	人員数	部門・課等	人員数	部門・課等	人員数
		事務	1				
6人		工場	5				

8. 構内下請の場合は、親事業場名

9. 「事業の種類」に関する事業主意見

10. その他

【名称、所在地等変更届の記入に当たっての注意事項】

変更のない項目については記入する必要はありませんので、変更が発生した項目のみを記入してください。

「④事業の種類」欄（⑧も同じ。）

事業の種類が変更となる場合には、④欄に変更前の事業の種類を記入し、⑧に変更後の事業の種類を記入することとなります。

その際には、作業内容、製品名、提供されるサービスの内容等の事業内容を具体的に記入して下さい。（例：プラスチック製床材の製造、ビルの外部清掃）

当該事業が、労働者派遣事業、構内下請事業の場合は、その旨も記入して下さい。

また、有期事業の場合には、完成されるべき工作物又は主たる工事を具体的に記入して下さい。特に建築事業に関しては、対象が既設建築物か新設建築物かによって適用業種が異なりますので、その別についても記入して下さい。

なお、一元適用から二元適用へ、又は二元適用から一元適用へ事業の種類が変更となる場合には、必ず「*変更後の労働保険番号」欄へ新しい労働保険番号を記入して下さい。

事業の種類が変更となる場合には、添付書類として「事業の種類変更届の添付書」の提出も必要となります。

「⑨変更理由」欄及び「⑩変更年月日」欄

変更事項が何であれ、必ず記入して下さい。

「その他留意事項」

○ 名称変更を行うのは、変更前と変更後の事業主が同一である場合のみとなります。旧事業主の権利義務が、新事業主に承継されていれば同一事業主とみなされます。主な事例としては、単なる名称・組織の変更、会社の合併、個人事業主の相続等が挙げられます。

同一事業主か否かの判断は保険関係に与える影響が大きい為、労働保険名称、所在地等変更届提出の際に、権利義務の承継を確認する為の添付書類の提出を求めることがあります。

○ 前年度に遡っての業種変更は、原則認められません。また、業種の変更に際してはその事業場に出向くなどして、現状確認を行い、併せて算定基礎調査を実施することがあります。

5 継続事業の一括について

(1) 継続事業の一括とは

事業主が同一人である2以上の継続事業が、以下に定める①～④の要件すべてに該当し、かつ、行政庁の認可があった場合において、これらの事業の保険関係を一括し、保険料の申告、納付をまとめて処理する制度です。(徴収法第9条、徴収法施行規則第10条)

【継続事業の申請要件】

- ① 事業主が同一人であること。
- ② 継続事業であること。
- ③ それぞれの事業が、次のいずれか一つのみ該当するものであること。
 - 1) 二元適用事業であって、労災保険に係る保険関係が成立していること。
 - 2) 二元適用事業であって、雇用保険に係る保険関係が成立していること。
 - 3) 一元適用事業であって、労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立していること。
- ④ それぞれの事業が、「労災保険率表」による「事業の種類」を同じくすること。

上記③について補足すると、継続一括するためには、継続一括する事業(以下「指定事業」という)と継続一括される事業(以下「被一括事業」という)それぞれについて成立している保険関係に同一性があることが必要となります。例えば、指定事業が③の1)に該当するならば被一括事業も③の1)に該当する必要があります。

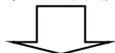
(2) 認可申請手続

継続事業の一括の認可を受けようとするときは、「継続事業一括認可・追加・取消申請書」(様式第5号)を、指定事業を管轄する都道府県労働局長へ提出することとなります。(徴収法施行規則第10条第2項)

この申請書の提出先の区分は次のようになります。

【提出先の区分】

- 1) 労災保険に係る保険関係が成立している事業のうちの二元適用事業(末尾6)



当該事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長経由で労働局長へ

- 2) 1) 以外の事業 (末尾0(又は1)、2(又は3))



当該事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所長経由で労働局長へ

認可基準は次によります。

【認可の基準】

- ① 指定事業については、一括されるすべての事業（被一括事業）の労働保険事務を円滑に処理する事務処理能力を有すること。
- ② それぞれの事業について、従来から保険料の申告・納付等が適正に行われていること。

なお、被一括事業の認可の追加を受けようとするとき又は継続事業の一括の取消・一部取消を希望するときにも、「継続事業一括認可・追加・取消申請書」（様式第5号）を、指定事業を管轄する所轄都道府県労働局長に提出しなければなりません。

また、指定事業に一括される事業（被一括事業）の名称・所在地が変更となったとき又は指定事業を変更するときは、「継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届」（様式第5号の2）を提出しなければなりません。

提出先の区分は、いずれの場合も「継続事業一括認可・追加・取消申請書」の場合と同様となります。

（3）認可があったときは

それぞれの事業単位の保険関係を一つにまとめて、一つの保険関係に切り替えて事務処理を行う為、それぞれの事業に使用される労働者は全て指定事業に使用される労働者とみなされます。

ただし、継続一括は保険料の申告・納付について処理を一括するものであって、次の手続きまで一括するものではありません。

- 労災保険及び雇用保険の給付に関する事務
- 雇用保険の被保険者に関する事務

これらの事務は、指定事業、被一括事業の所在地を管轄する労働基準監督署長又は公共職業安定所長に対して行うこととなります。

なお、継続事業の一括の認可があった場合、保険関係が指定事業に統合・一本化される為、指定事業以外の事業の保険関係は消滅することとなります。この為、被一括事業については、保険関係の消滅に伴う労働保険料の確定清算に関する手続が必要となります。指定事業については事業規模が拡大されたこととなるので、通常は増加概算保険料の納付の手続を要することとなります。

また、労災保険のメリット制の適用は、一括後の内容で判断することとなります。

（4）注意事項

イ 事務委託で継続事業の一括の認可を受けていた事業が委託換えをする場合、又は個別成立で継続事業の一括の認可を受けていた事業が事務委託へ切替えた場合等で、引き続き一括したい場合は、新しく付与される労働保険番号によって、新たに継続事業の一括の認可申請を行う必要があります。

ロ 指定事業に係る名称又は所在地等の変更は「労働保険名称・所在地等変更届」（様式第2

号)を提出することとなります。

ハ 指定事業に係る委託解除を行う場合には、「労働保険事務処理委託解除届」(様式第15号)と併せて、「継続事業一括認可・追加・取消申請書」(様式第5号)も提出することとなります。

労働保険
継続事業一括認可・追加・取消申請書

提出用

申請書番号
31640

①下記のとおり継続事業の一括に係る **新規** 認可の追加 認可の取消 の申請をします。

指定を受けることとなる事業又は既に指定を受けている事業

3. 労働保険番号	府県	所掌	管轄(1)	基幹番号	枝番号	申請年月日(元号・平成は7)	
	34	30	19	12340	-112	9-02-10-16	
4. 所在地	〒所在地 広島市中区上八丁塚 8-2					郵便番号 730-8513	2. 事業の種類 (労災保険率表による) 卸売業・小売業
5. 名称	株式会社 徴収三星バーカー					電話番号 082-223-8609	

申請書の指定事業に一括され又は一括を取消される事業	1. 労働保険番号	府県	所掌	管轄(1)	基幹番号	枝番号	承認コード	管轄(2)	整理番号
		34	30	19	12340	-150			
	所在地	〒所在地 尾道市古浜町 27-13					郵便番号 722-0002	2. 事業の種類 (労災保険率表による) 卸売業・小売業	
名称	株式会社 徴収三星バーカー 尾道店					電話番号 0848-22-4158			

申請書の指定事業に一括され又は一括を取消される事業	2. 労働保険番号	府県	所掌	管轄(1)	基幹番号	枝番号	承認コード	管轄(2)	整理番号
		34	30	19	12340	-151			
	所在地	〒所在地 岡山市北区下石井 1-4-1					郵便番号 700-2611	2. 事業の種類 (労災保険率表による) 卸売業・小売業	
名称	株式会社 徴収三星バーカー 岡山店					電話番号 086-111-2222			

申請書の指定事業に一括され又は一括を取消される事業	3. 労働保険番号	府県	所掌	管轄(1)	基幹番号	枝番号	承認コード	管轄(2)	整理番号
	所在地						郵便番号	2. 事業の種類 (労災保険率表による)	
名称						電話番号			

申請書の指定事業に一括され又は一括を取消される事業	4. 労働保険番号	府県	所掌	管轄(1)	基幹番号	枝番号	承認コード	管轄(2)	整理番号
	所在地						郵便番号	2. 事業の種類 (労災保険率表による)	
名称						電話番号			

承認・取消年月日(元号・平成は7)

元号 - 00 - 00 - 00

承認・取消日
00000000000000000000

承認・取消コード

0000

1 新規申請
2 追加の申請
3 認可の取消

広島 労働局長 殿

事業主

住所 広島市中区上八丁塚 8-2
株式会社 徴収三星バーカー
氏名 代表取締役 徴収彰太
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

労働保険 継続事業一括変更・訂正データ入力票

種別 31642 特種正項目番号 申請正項目番号 ① 下記のとおり継続事業の一括に係る ② 指定事業の変更 (第一指定事業の名称等の変更) の申請(届)します。

④ 労働保険番号 3430/912340-112	⑤ 申請年月日 (元号・年・月・日) 29-02-02	⑥ 訂正年月日 (元号・年・月・日)
⑦ 所在地 大阪府中区上八丁坂8-2	⑧ 郵便番号 730-8513	⑨ 事業の種類 卸売業・小売業
⑩ 名称 株式会社 徴収三星バーカー	⑪ 電話番号 02-221-8609	⑫ 事業の種類 卸売業・小売業
⑬ 所在地(カナ) 〒100-0001 東京都千代田区千代田 〒100-0001 東京都千代田区千代田 〒100-0001 東京都千代田区千代田	⑭ 事業の種類 卸売業・小売業	⑮ 事業の種類 卸売業・小売業
⑯ 所在地(漢字) 〒590-0001 大阪府大阪市東淀川区 〒590-0001 大阪府大阪市東淀川区	⑰ 事業の種類 卸売業・小売業	⑱ 事業の種類 卸売業・小売業
⑲ 名称・氏名 〒100-0001 東京都千代田区千代田 〒100-0001 東京都千代田区千代田	⑳ 事業の種類 卸売業・小売業	㉑ 事業の種類 卸売業・小売業
㉒ 名称・氏名 〒100-0001 東京都千代田区千代田 〒100-0001 東京都千代田区千代田	㉓ 事業の種類 卸売業・小売業	㉔ 事業の種類 卸売業・小売業

事業種別	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種
卸売業	小売業	製造業	建設業	運輸業	情報通信業	サービス業	農業	漁業	畜産業

① 変更後の労働保険番号	② 変更後の申請年月日 (元号・年・月・日)	③ 変更後の訂正年月日 (元号・年・月・日)
3430/912340-112	29-02-02	

6 メリット制の概要

(1) メリット制とは

一定の要件を満たす事業について、その事業の労働災害の発生日数の多寡に応じて一定範囲内で労災保険率を増減させる制度のことを言います。

つまり、労働災害の発生が少ない事業主には労災保険料の減額を行い、逆に労働災害の発生が多い事業主には労災保険料の増額を行う制度となります。

(2) メリット制の目的

メリット制の目的は大きく2つに分けられます。

第一に、「労働災害の発生日数に基づいて労災保険料が増減する。」という事実を事業主の経営感覚に訴えることにより、労働災害防止努力を喚起し、労働災害を減少させることがあります。

そして第二に、同一業種の事業主間の負担の具体的公平を図ることがあります。

労災保険率は、「事業の種類」毎に災害率等に応じて決定されていますが、同じ事業の種類であっても、作業工程、使用する機械設備、作業環境、事業主の災害防止に向けた努力等の違いにより、同一業種の事業主間においても災害発生率の高低が存在します。

この為メリット制により労災保険料を増減させ、負担の具体的公平を図っています。

(3) 事業の規模とメリット制の適用

メリット制とは、事業主の労働災害防止努力の結果を評価し、労災保険料に反映させるという性質を持っている為、事業主に直接の責任がない災害である通勤災害については、メリット制に影響しません。同様の理由で二次健康診断等給付についてもメリット制には影響しません。

また、事業主の労働災害防止義務の結果を評価する際の「ものさし」を適正なものとする為、対象となる事業の規模が、メリット制適用の要件の一つとされています。

例えば、通常一年間で100人に1人の割合で災害が発生するものと仮定したときに、従業員が1万人のA事業場と従業員が10人のB事業場について、災害の発生状況を考えると、A事業場では1年間で100人程度の労働者が事故に遭遇することが予想されるのに対して、B事業場では10年間に1人程度の労働者が事故に遭遇すると予想されます。

この場合において、A事業場では1年間の事故が100人より多いか少ないかによって、事業主の労働災害防止努力の結果の評価が可能であるのに対して、B事業場では、9年間無事故であっても、それが事業主の労働災害防止努力の結果か否かを評価することは困難です。この為、メリット制の適用については、労働者数が一定数以上あることが要件の一つとされています。

なお、継続事業と有期事業ではメリット制の適用要件が異なり、継続事業（有期事業の一括がなされている事業を含む。）では適用要件としてさらに一定期間の「事業の継続性」の要件が必要となります。

(4) メリット制の適用対象（徴収法第12条第3項）

メリット制の適用を受ける継続事業は、以下の「事業の継続性」に関する要件と「事業の規模」に関する要件を同時に満たしている事業です。

【事業の継続性】

メリット制によって労災保険料が増減される保険年度（4月1日から3月31日の間の1年間）の前々年度の3月31日（以下「基準となる3月31日」という。）時点で、保険関係成立後3年以上経過していること。

【事業の規模】

基準となる3月31日の属する年度から遡って、連続する3保険年度において次の要件を満たしていること。

- ① 100人以上の労働者を使用する事業
- ② 20人以上100人未満の労働者を使用する事業では、その使用労働者数にその事業が該当する労災保険率から非業務災害率を減じた率を乗じて得た数が0.4以上であるもの。

$$\text{労働者数} \times (\text{労災保険率} - \text{非業務災害率}) \geq 0.4$$

- ③ 有期事業の一括がなされている建設の事業及び立木の伐採の事業については、確定保険料の額が40万円以上である事業

* 非業務災害率とは、労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去三年間の通勤災害にかかる災害率及び二次健康診断等給付に要した費用の額などを考慮して厚生労働大臣が定める率のことで、労災保険率に含まれています。

（徴収法施行規則第16条第2項）

【参考 非業務災害率】

平成18年度から 0.8/1000

平成21年度から 0.6/1000

(5) 労災保険率の増減の基準

継続事業のメリット制は労災保険率を増減させることとなりますが、その増減の基準は個々の事業場について基準となる3月31日の属する年度から遡って、連続する3保険年度における労災保険料の額に対する業務災害に関する保険給付等の額の割合（メリット収支率）に応じて定められています。これを「メリット増減率」といい、徴収法施行規則別表第3で確認することができます。

労働災害が多く発生している又は重大な労働災害が発生している事業では、多額の保険給付を支払う為、労災保険料の額に対する保険給付等の額の割合が増加し、その結果、労災保

険率が高くなります。逆に労働災害が少ない事業では保険給付等が少ない為、労災保険料の額に対する保険給付等の額の割合が減少し、その結果、労災保険率が低くなります。

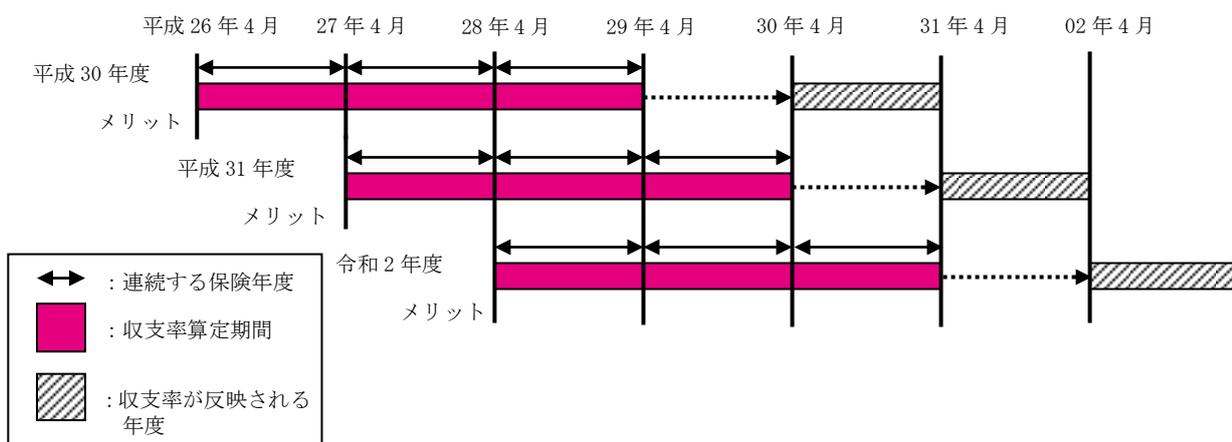
つまり、その事業における労働災害の多寡を保険給付の状況により評価しているということになります。

(6) メリット労災保険率の算定方法

$$\text{メリット労災保険率} = (\text{労災保険率} - \text{非業務災害率}) \times \frac{(100 + \text{メリット増減率}(\%))}{100} + \text{非業務災害率}$$

個々の事業について、事業の種類毎に定められた労災保険率から、非業務災害率を減じた率をメリット増減率に応じて増減させ、その増減させた率に非業務災害率を加えた率がメリット労災保険率となります。

(7) メリット労災保険率の適用年度



メリット労災保険率は、メリット収支算定期間の最後の年度の次々年度の労災保険率に適用されます。

したがって、上図の通り、例えば令和 2 年度メリット労災保険率は、平成 28・29・30 年度の収支率を基に算定されることになります。

なお、メリット制の適用により労災保険率が増減する場合には、年度更新手続を行う為の申告書等を送付する際に、「労災保険率決定通知書」を同封しておりますので、こちらでご確認下さい。

第4章 特別加入

1 特別加入制度の概要

(1) 制度の趣旨

労災保険は、労働者の災害に対する保護を本来の目的とする制度なので、労働者でない者（例えば事業主、自営業者、役員、家族従事者など）の災害は、本来ならば労災保険による保護の対象にはなりません。また、労災保険法の適用については、原則として属地主義がとられているので、国内の事業のみに適用され、海外の事業場に派遣されてその事業に使用されることとなる者の災害については、労災保険の保護の対象とならないとされています。

しかしながら、中小事業主、自営業者、家族従事者などの中には、その業務や通勤の実態、あるいは災害の発生状況からみて労働者に準じて労災保険による保護の対象とするにふさわしい者がいます。また、海外の事業場に派遣された者についても、外国の労災補償制度の適用範囲や給付内容が十分でないために、わが国の労災保険による保護が必要な者がいます。

そこで、これらの者に対しても、労災保険本来の建前を損なわない範囲で、一定の要件の下に労災保険への加入を認め、その保護を及ぼそうというのが「特別加入制度」です。

(2) 特別加入者の範囲

イ 特別加入制度の趣旨から、特別加入できる者の範囲には、一定の制限が設けられており、次の点を考慮し定められています。

- ① 業務の実態・災害の発生状況などからみて、労働基準法が適用される労働者に準じて保護するにふさわしい者であるかどうか。
- ② 労働関係のもとにある労働者と異なり、業務の範囲が労働契約、労働協約、就業規則などにより特定される者でないにしても、業務の実態からして、その者の業務の範囲が明確に特定でき、業務災害の認定をはじめ保険関係の適正な処理が技術的に可能であるかどうか。

ロ 特別加入することができる者の具体的範囲は、次に掲げる者と定められています。このハンドブックでは①の第一種特別加入及び③の第三種特別加入について説明します。

- ① 第一種特別加入：中小事業主およびその者が行う事業に従事する者
- ② 第二種特別加入：一人親方（建設業の一人親方、個人タクシー・個人貨物運送業者など）
：特定作業従事者（指定農業機械作業従事者、介護作業従事者など）
- ③ 第三種特別加入：海外派遣者

2 中小事業主等の特別加入（第一種特別加入）

（労災保険法第33条、同法施行規則第46条の16）

(1) 中小事業とは

特別加入制度で言う、「中小事業」とは、次のものを指します。

産業分類	労働者数
金融業 保険業 不動産業 小売業	50人以下
卸売業 サービス業	100人以下
上記以外の業種	300人以下

- 労働者数には、年間を通じて労働者を1人以上使用する場合はもちろん、労働者を使用する日の合計が年間365日のうち100日以上となることを見込まれる場合も1人として考えます。
- 数次の請負による建設の事業の下請け事業を行う事業主も、中小事業主等の特別加入の「事業主」として取扱います。この場合、前提として当該事業主が自ら行う建設工事についての一括有期事業の保険関係が成立している（末尾5の番号に加入している）ことを要します。
- 臨時的に労働者が増加し、一時的に使用労働者が300人（100人又は50人）を越えた場合でも、引き続き加入できますが、それが常態となれば特別加入から外れることとなります。

（2）中小事業主等とは

労働者以外の者で、事業主のほか、その事業に常態として従事している家族従事者、事業主が法人その他の団体のときは、代表者以外の役員のうち労働者でない者がこれに該当します。

① 個人事業主の場合

常時労働に従事している家族従事者で、労働の実態がその事業に使用される労働者と同じである者がこれに該当します。

② 法人その他の団体の役員の場合

業務執行権を有する役員の指揮監督を受け労働に従事し、その対償として賃金を得ている者（一般労働者と同様の労働条件で賃金が支払われていること）は、労働者として扱われますが、代表者以外の業務執行権を有する役員については、中小事業主の行う事業に従事する者として特別加入をしなければ保護の対象になりません。

（3）特別加入の要件

イ その事業について保険関係が成立していること。

保険関係が成立しているということは、労働者を雇用しているということです。確定保険料を算出する時点で、使用労働者数がゼロになった場合は、特別加入の前提条件である

保険関係が消滅します。基本的には特別加入者のみで保険関係を継続することはできませんから、このような状態で特別加入をしても労災給付ができなくなる可能性があります。新年度においても保険関係を継続する場合は、労働者を雇用する見込があるか否かを十分に確認してください。雇用見込が無い場合は概算から委託解除の処理を行ってください。

ロ 中小事業主等であって、事務組合に労働保険事務の処理を委託すること。

(4) 特別加入の申請（労災保険法第 34 条、同法施行規則第 46 条の 19）

特別加入の申請をするには「特別加入申請書（中小事業主等）」（様式第 34 号の 7）1 部を、事務組合を管轄する労働基準監督署長を経由して広島労働局長に提出し、その承認を受けなければなりません。

この場合に当該事業主が承認の申請を行いますが、労働保険事務の処理を事務組合に委託することを前提としていますので、この事務処理についても事務組合を通じて行われます。承認日は、監督署が受け付けた日の翌日から起算して 30 日の範囲内において、特別加入を申請する方が加入を希望する日となります。

イ 包括加入

事業主は、家族従事者、又は法人の場合の役員など（労働者以外の者）を包括して加入することが原則となっています。

ただし、病気療養中、高齢その他の事情により実態として事業に従事していない事業主は、包括加入の対象から除くことができます（除外申請）。

事業主の除外申請を行う場合は、特別加入申請書、特別加入に関する変更届を併せて特別加入除外理由書を添付してください。

ロ 特別加入時の健康診断

特別加入を希望する者の加入申請時における健康状態を確認することにより、特別加入者に関わる保険給付を適正に行い、特別加入制度の健全な運営を図ることを目的としています。

(イ) 特別加入申請前に健康診断が必要な場合

特別加入を希望する者で、次表に該当する場合、特別加入時に健康診断を受ける必要があります。

従事する業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間（通算期間）	実施すべき健康診断
粉じん作業を行う業務	3年以上	じん肺健康診断
振動工具使用の業務	1年以上	振動障害健康診断
鉛業務	6カ月以上	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務 (屋外業務を除く)	6カ月以上	有機溶剤中毒健康診断

(ロ) 健康診断受診の手続き

- ①「特別加入時健康診断申出書」(特診様式第7号)を、労働基準監督署長へ提出します。
同時に「特別加入申請書」を提出することもできます。
- ②健康診断が必要であると認められる者に対して、労働基準監督署長から「特別加入健康診断指示書」(特診様式第5号)及び「特別加入時健康診断実施依頼書」(特診様式第6号)が交付されます。
- ③「特別加入健康診断指示書」に記載された期間内に、労働局長が委託した診断実施機関の中から健康診断を受診します。受診時、「特別加入時健康診断実施依頼書」を診断実施機関に提出します。
- ④健康診断受診後、健康診断証明書を、労働基準監督署長へ提出します。

なお、この場合の健康診断に要する費用は、国が負担しますが、受診のために要した交通費等は、自己負担となります。

ハ 特別加入が制限される場合

- (イ) 特別加入予定者が既に疾病にかかっており、その症状又は障害の程度が一般的に就労することが困難であって、療養に専念しなければならない程度であると認められる場合には、従事する業務の内容にかかわらず特別加入は認められません。
- (ロ) 特別加入予定者が既に疾病にかかっており、その症状又は障害の程度が当該業務からの転換を必要とする程度であると認められる場合には当該業務にかかる特別加入は認められません。(例えば、有機溶剤中毒健康診断を受けた結果、有機溶剤中毒に罹患しており、有機溶剤業務からの転換が必要と認められる場合は、有機溶剤業務に係る特別加入は認められません。)

(5) 給付基礎日額(労災保険法施行規則第46条の20)

給付基礎日額とは、労災保険の給付額を算定する基礎となるものです。労働者の場合には賃金をもとに算出しますが、中小事業主等の場合には「賃金」という概念がないので、特別加入者の所得水準等に見合った額を賃金とみなして給付基礎日額のなかから選び、承認を受けます。

給付基礎日額の変更を希望する場合には年度更新時(6月1日～7月10日)に、「保険料申告書内訳」にて変更してください。また、3月2日～3月31日の期間に翌年度の給付基礎日額を変更することもできます。

なお、給付基礎日額は少なくとも1年間(1保険年度)は固定し、保険年度の途中で変更することはできません。

特別加入保険料算定基礎額表

給付基礎日額	保険料算定基礎額	特例による 1/12 の額
25,000円	9,125,000円	760,417円
24,000円	8,760,000円	730,000円
22,000円	8,030,000円	669,167円
20,000円	7,300,000円	608,334円
18,000円	6,570,000円	547,500円
16,000円	5,840,000円	486,667円
14,000円	5,110,000円	425,834円
12,000円	4,380,000円	365,000円
10,000円	3,650,000円	304,167円
9,000円	3,285,000円	273,750円
8,000円	2,920,000円	243,334円
7,000円	2,555,000円	212,917円
6,000円	2,190,000円	182,500円
5,000円	1,825,000円	152,084円
4,000円	1,460,000円	121,667円
3,500円	1,277,500円	106,459円

※ 給付基礎日額は、収入の実態に見合った金額とすることとなっています。

(6) 第一種特別加入者の労災保険料

(労災保険法第34条、徴収法第13条、徴収法施行規則第21条)

給付基礎日額に365を乗じたものを「保険料算定基礎額」といい、これを特別加入者の年間の賃金とみなします。これに労災保険率を乗じて、労災保険料を算出します。

$$\boxed{\text{特別加入者の労災保険料}} = \boxed{\text{保険料算定基礎額}} \times \boxed{\text{労災保険率}}$$

年度途中で加入・脱退した場合、加入期間（加入月数）に応じて月割計算ができます。月の途中で加入、脱退した場合は、その加入、脱退の承認日の属する月を含めて保険料を計算します。

イ 特別加入月数の数え方

(イ) 新たに特別加入者となった場合

承認日の属する月を含めて算定

ただし、新たに特別加入者となった者の「異動年月日」が「変更を希望する日」以降であるものについては、当該「異動年月日」の属する月を含めて算定。

- (ロ) 特別加入者に該当しなくなった場合
 - 脱退申請をする場合は承認日の属する月を含めて算定
 - 異動の場合は「異動年月日」の属する月を含めて算定
- (ハ) 委託解除の場合
 - 委託解除日の属する月を含めて算定
- ロ 月割の計算方法
 - 保険料算定基礎額を 12 で除した額（1 円未満の端数が生じる時は、1 円に切上げ）に、特別加入の期間を乗じた額となります。

【例】 労働一郎（10,000 円）・徴収二郎（3,500 円）の加入月数 6 ヶ月の場合

〔考え方〕

（労働一郎 6 か月分 ＋ 徴収二郎 6 か月分）の千円未満切り捨て × 労災保険率

〔計算〕

○ 労働一郎 分

10,000 円 × 365 日 ÷ 12 ヶ月 = 304,167（1 円未満切り上げ）

304,167 円 × 6 ヶ月 = 1,825,002 円 - A

○ 徴収二郎 分

3,500 円 × 365 日 ÷ 12 ヶ月 = 106,459（1 円未満切り上げ）

106,459 円 × 6 ヶ月 = 638,754 円 - B

保険料算定基礎額 = A + B = 2,463,756 円

特別加入保険料 = 2,463（千円未満端数切捨）× 労災保険率

（7）特別加入に関する変更の手続き（労災保険法施行規則第 46 条の 19）

特別加入の承認があった後、次の事項に変更があったときは「特別加入に関する変更届」（様式第 34 号の 8）に変更があった事項を記入し、1 部を遅滞なく所轄労働基準監督署を經由して広島労働局長に提出しなければなりません。

イ 特別加入者の氏名

ロ 従事する業務又は作業内容、所定労働時間

ハ 事業主と事業主の行う事業に従事する者との関係

ニ 新たに事業主となる者があるとき又は新たに事業主の行う事業に従事する者となる者があるとき

ホ 事業主又は事業主の行う事業に従事する者でなくなったとき

これらの変更届の提出を怠ると、場合によっては保険給付を受けられないこともありま

すので、必ず速やかに提出してください。

(8) 特別加入の脱退（労災保険法第34条、同法施行規則第46条の21）

イ 特別加入をした中小事業主は、政府の承認を受ければいつでも脱退することができます。ただし、中小事業主が特別加入を脱退する場合、その特別加入者全員を包括して脱退しなければなりません。

ロ 脱退を希望する中小事業主は「特別加入脱退申請書」（様式第34号の8）1部を、所轄労働基準監督署長を経由して広島労働局長に提出し、その承認を受けなければなりません。

脱退の承認日は、監督署が受けた付けた日から起算して30日の範囲内において、脱退を希望する方が脱退を希望する日となります。

ハ 特別加入者たる地位の自動消滅

① 中小事業主等でなくなった場合（労災法第33条第1号又は第2号に掲げるものに該当しなくなった時）、特別加入者たる地位は自動的に消滅します。ただし、この場合でも「特別加入脱退申請書」の「理由」欄に理由とともに、その年月日を記載して提出する必要があります。

② 事業廃止、委託解除、労働者を雇用しなくなった場合も、自動消滅となります。この場合は、「特別加入脱退申請書」の提出は必要ありません。

3 第一種特別加入者の補償の対象となる範囲について（労災保険法第34条）

特別加入している者が、業務災害又は通勤災害を被った場合に労災保険から給付が行われます。複数の労働保険番号が成立している場合は、特別加入している労働保険番号に限って補償の対象となります。

(1) 業務災害について

補償の対象となる業務の範囲は、あくまでも労働者の行う業務に準じた業務の範囲であり、具体的には次に該当する場合です。この基準に該当しない場合は、被災しても保険給付を受けることができないことがあります。

① 申請書の「業務の内容」欄に記載された労働者の所定労働時間内において、特別加入の申請にかかる事業のためにする行為及びこれに直接附帯する行為を行う場合。（ただし、その行為が事業主の立場において行われる業務を除きます。）

② 労働者の時間外労働又は休日労働に応じて就業する場合。

（注）労働者の所定労働時間外における特別加入者の業務行為については、当該事業場の労働者が時間外労働又は休日労働を行っている時間の範囲において業務遂行性が認められます。

③ 労働者の就業時間に接続して行われる業務（準備・後始末行為を含みます。）を特別加入者のみで行う場合。

④ 就業時間内における事業場施設の利用中及び事業場施設内で行動中の場合。

- ⑤ 事業の運営のために直接必要な業務（事業主の立場において行われる業務を除きます。）のために出張する場合。
- ⑥ 通勤途上で次に掲げる場合。
 - イ 事業主が労働者のために用意した通勤専用の交通機関（マイクロバス等）を利用している場合。

（注）特別加入者が当該事業場の労働者のために提供している通勤専用交通機関に同乗している場合を言い、事業主の送迎車により出退勤する場合や事業主所有の自動車等を特別加入者が運転して出退勤する場合は、これに該当しません。
 - ロ 台風や火災等といった突発事故等による予定外の緊急出勤の途上にある場合。

（注）特別加入者が、台風、火災等に際し、自宅から就業場所へ建物の保全等のため緊急に赴く場合をいいます。
- ⑦ 事業の運営に直接必要な運動競技会その他の行事について労働者を伴って出席する場合。

（２）通勤災害について

通勤災害については、一般労働者の場合と同様に取り扱われます。通勤災害とは、通勤により被った負傷、疾病、障害又は死亡をいいます。

この場合の「通勤」とは、就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいいます。往復の経路を逸脱し、又は中断した場合には、逸脱又は中断の間及びその後の往復行為は「通勤」とはなりません。通勤に当たるかどうかは個別に判断されます。

4 注意事項

① 同一の事業主が2以上の事業を行っている場合

特別加入は、成立している保険関係ごとに加入できます。したがって、複数の事業について保険関係がある場合、そのうちの一つでも加入できますし、複数でも加入できます。ただし、給付の対象となるのは、特別加入している保険関係のみです。

—(例外)—

~~建設の事業において末尾5を有しているものの、事務所に労働者がいないため末尾6の取得ができない場合であって、事業主等が事務所において事務作業を行う場合、例外的に末尾6の作業を末尾5の特別加入に含めて申請することが可能です。この場合の申請書の記載方法は記入例を参照してください。~~

② 既に個別で保険関係が成立している事業で、年度途中において委託・特別加入がある場合、特別加入分を除く保険料については、その保険年度の確定保険料の申告・納付は個別の労働保険番号で行います。翌年度の概算保険料の申告・納付からは事務組合で一括して処理します。

なお、保険関係成立届・特別加入申請書については、当該事務組合の労働保険番号により提出していただくかなければなりません。

労働者災害補償保険 特別加入申請書 (中小事業主等)

振替種別
36211

◎裏面の注意事項を読んでから記載してください。
 ※印の欄は記載しないでください。(職員が記載します。)

① 申請に係る事業の労働保険番号

府	県	所	管	管	轄	業	種	番	号	枝	番	号	
3	4	1	0	1	9	1	2	3	4	5	0	0	3

※受付年月日 令和 年 月 日

② 事業主の氏名 (法人その他の団体であるときはその名称)
徴収建設 有限会社

③ 申請に係る事業

名称 (フリガナ) **チヨウシュウケンセツ エウケンガイシャ**
 名称 (漢字) **徴収建設 有限会社**
 事業場の所在地 **広島市中区八丁堀 1-1-1**

④ 特別加入予定者 加入予定者数 計 名

特別加入予定者	業務の内容	除染作業	従事する特定業務	特定業務・給付基礎日額
フリガナ氏名 チヨウシュウ テイオ 徴収 照夫 生年月日 昭和47年 1月 2日	事業主との関係 (地位又は続柄) ①本人 3 役員 5 家族従事者 業務の具体的内容 一般住宅の建設作業 建物室内の塗装作業 労働者の始業及び終業の時刻 8時00分～17時00分	1 有 3 無	1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし	業務歴 最初に従事した年月 平成2年 1月 従事した期間の合計 10年間 1ヶ月 希望する給付基礎日額 20,000円
フリガナ氏名 チヨウシュウ ハシマ 徴収 肇 生年月日 昭和50年 11月 2日	事業主との関係 (地位又は続柄) ①本人 3 役員 5 家族従事者 業務の具体的内容 同上 労働者の始業及び終業の時刻 8時00分～17時00分	1 有 3 無	1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし	業務歴 最初に従事した年月 平成5年 10月 従事した期間の合計 26年間 5ヶ月 希望する給付基礎日額 14,000円
フリガナ氏名 チヨウシュウ スミエ 徴収 澄恵 生年月日 昭和50年 8月 24日	事業主との関係 (地位又は続柄) ①本人 3 役員 5 家族従事者 業務の具体的内容 一般住宅の建設作業 事務・経理業務 (主に6に該当する労働者向け) 労働者の始業及び終業の時刻 8時00分～17時00分	1 有 3 無	1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし	業務歴 最初に従事した年月 年 月 従事した期間の合計 年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 5,000円
フリガナ氏名 生年月日	事業主との関係 (地位又は続柄) 1 本人 3 役員 5 家族従事者 業務の具体的内容 労働者の始業及び終業の時刻	1 有 3 無	1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし	業務歴 最初に従事した年月 年 月 従事した期間の合計 年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 円

折り曲げる場合には、この所で折り曲げてください。

⑤ 労働保険事務の処理を委託した年月日 **令和 2年 2月 1日**

⑥ 労働保険事務組合の証明

上記⑤の日より労働保険事務の処理の委託を受けていることを証明します。

名称 **中国地方労務協会**
 〒 **730-8538** 電話 **(082)221-9246**
 上たる事務所所在地 **広島市中区土八丁堀 6-30**
 代表者の氏名 **会長 岩山直子** (2会印)

令和 2年 2月 4日

⑦ 特別加入を希望する日 (申請日の翌日から起算して30日以内) **令和 2年 2月 1日**

上記のとおり特別加入の申請をします。

〒 **730-0001** 電話 **(082)222-3333**
 令和 2年 2月 13日
広島 労働局長 殿

住所 **広島市中区八丁堀 1-1-1**
 事業主の氏名 **徴収建設有限会社 代表取締役 徴収 照夫** (代表印)

労働者災害補償保険 **特別加入に関する変更届** (中小事業主等及び一人親方等)
特別加入脱退申請書

振替種別
36241

特別加入の承認に係る事業
 前 県 所 業 管 轄 基 幹 番 号 枝 番 号
 労働者 3 4 1 0 1 9 1 2 3 4 5 0 0 3
 番号

事業の名称
徴収建設 有限会社

◎裏面の注意事項を読んでから記載してください。
 ※印の欄は記載しないでください。(職員が記載します。)

※受付年月日 令和 年 月 日

元号 年 月 日
 1→01 2→02 3→03 4→04 5→05 6→06

事業場の所在地
広島市中区八丁堀 1-1-1

今回の変更届に係る者 合計: / 人
 内訳 (変更: 人、脱退: 人、加入: / 人) *この用紙に記載しきれない場合には、別紙に記載すること。

特別加入者に関する事項の変更	変更年月日	変更を生じた者のフリガナ氏名	中小事業主又は一人親方との関係(地位又は続柄)	業務又は作業の内容
	生年月日 ※整理番号	年 月 日 年 月 日	変更後のフリガナ氏名	変更前 変更後 1 本人 3 役員 5 家族従事者
異動年月日 ※整理番号	年 月 日 年 月 日	変更後のフリガナ氏名	変更前 変更後 1 本人 3 役員 5 家族従事者	変更前 変更後

特別加入者でない者
 異動年月日 年 月 日 フリガナ氏名 生年月日 年 月 日 ※整理番号

特別加入予定者	業務又は作業の内容	特定業務 + 給付基礎日額
異動年月日 フリガナ氏名 ① 本人 ② 役員 ⑤ 家族従事者 令和2年 3月 1日 407207207 徴収真	業務又は作業の具体的内容 一般住宅の建設作業 建物室内の塗装作業 労働者の始業及止業の時刻(中小事業主等のみ) 8時00分~17時00分	除染作業 1 有 3 無 5 船 7 有機溶剤 9 該当なし 従事する特定業務 1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし 業務歴 最初に従事した年月 平成24年 4月 従事した期間の合計 8年間 11ヶ月 希望する給付基礎日額 12,000円
異動年月日 フリガナ氏名 1 本人 3 役員 5 家族従事者 昭和60年 8月 10日	業務又は作業の具体的内容 労働者の始業及止業の時刻(中小事業主等のみ) 時 分 ~ 時 分	除染作業 1 有 3 無 5 船 7 有機溶剤 9 該当なし 従事する特定業務 1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし 業務型 最初に従事した年月 年 月 従事した期間の合計 年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 円

変更決定を希望する日(変更届提出の翌日から起算して30日以内) **令和2年 3月 1日**

折り曲げる場合には(▶)の所で折り曲げてください。

脱退申請の場合
 以下の*欄は、承認を受けた事業に係る特別加入者の全員を特別加入者でないこととする場合に限り記載すること。
 *申請の理由(脱退の理由) *脱退を希望する日(申請日から起算して30日以内)
 年 月 日

上記のとおり変更を生じたので届けます。
 特別加入脱退を申請します。
 令和2年 2月 25日
広島 労働局長 殿

〒730-0001 電話 (082) 222-3333
 住所 **広島市中区八丁堀 1-1-1**
 事業主の氏名 **徴収建設有限会社**
 代表取締役 **徴収照夫** (法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

【特別加入申請書の記載にあたっての注意】

● 「事業主との関係」欄

事業主本人（代表者）は「1」を○で囲んでください。事業主が行う事業に従事する者（代表者以外の者）については、事業主が法人その他の団体であるときは「3」、事業主が個人であるときは「5」を○で囲んでください。「3」を○で囲んだときはその事業における従業上の地位（取締役、理事等）を、「5」を○で囲んだときは事業主との続柄（妻、長男等戸籍上の続柄）を記載してください。

● 「業務の具体的な内容」欄

特別加入者として行う業務の具体的な内容を記載してください。「業務の具体的な内容」は実際に災害が発生したときに、労災保険給付の対象となるか否かを判断するうえで重要な項目ですので、省略せず、具体的な内容を記載してください。

● 「労働者の始業及び就業の時刻」欄

所定労働時間は特別加入者本人の労働時間ではなく、その事業場の使用労働者の所定労働時間（始業及び終業の時刻）を記載してください。また、勤務時間が長い場合は休憩時間帯を余白に記入してください。

（例） 12：00～14：00まで休憩時間あり。

● 「除染作業」欄

特別加入者として行う業務に除染作業が含まれる場合は「1」を○で囲み、除染作業が含まれない場合は「3」を○で囲んでください。

● 「特定業務」欄

「1」、「3」、「5」、「7」のいずれかに該当する場合は該当するものを○で囲んでください。いずれにも該当しない場合は「9」を○で囲んでください。「業務歴」の欄には、特別加入者として行う業務が「従事する特定業務」のいずれかに該当し、過去において当該特定業務に従事したことがある場合は、最初に従事した年月及び従事した期間の合計を記載してください。

● 「希望する給付基礎日額」欄

特別加入保険料を算定する基礎となり、また、保険給付を受ける場合の基礎になるものですから、当該特別加入者の収入等を考慮のうえ、その実態に見合った給付基礎日額を記載してください。

● その他

労働保険番号の末尾5にかかる特別加入申請で業務内容に「建設業の営業、建設事務所での事務、経理」を含んでの申請については、末尾6にかかる労働保険番号の成立がないものに限りますので注意して下さい。その場合は「業務の具体的な内容」欄に**事務、経理に従事する労働者なし。**末尾6に該当する労働者なし。と記載して下さい。

【特別加入変更届・脱退申請書の記載にあたっての注意】

「特別加入に関する変更届」と「特別加入脱退申請書」のいずれか該当するものを○で囲んでください。

● 「特別加入者の異動」欄

特別加入者でなくなった者がいる場合には、氏名欄の余白にその理由を記入してください。

● その他

裏面に「労働保険事務組合の名称」及び「電話番号」を記載する欄がありますので、労働保険事務の処理の委託を受けている場合は必ず記入してください。

5 例外的な取扱について

(1) 包括加入の原則の例外

中小事業主等の特別加入においては、事業主及び家族従事者、役員など事業に従事する方を包括して加入しなければなりません。しかし、次の場合には事業主についてのみ、例外的に特別加入から除外することができます（平成15年7月1日より改正）。この場合は、「特別加入除外理由書」（記入例 P111 参照）を提出してください。

イ 事業主に就労実態が無い場合

【例】

- 病気療養中又は高齢のため実際に就業していない事業主。
- 本社と支社でそれぞれ労災保険の保険関係が成立している場合であって、事業主は本社の業務に従事しているものの、支社の業務には従事しない場合に、支社の保険関係において就業の実態がない事業主。
- 建設業において、建設現場と事務所でそれぞれ労災保険の保険関係が成立している場合であって、事業主は建設現場の業務には従事せず、建設現場の保険関係において就業の実態がない事業主。
- 複数の会社の代表者に就任しているが、そのうちの特定の会社の業務のみ従事しており、その他の会社の労災保険の保険関係においてその代表者は就業の実態がない事業主。

ロ 事業主が事業主本来の業務のみ従事する場合

【例】

- 事業主は、専ら株主総会、取締役会、事業主団体の会議へ出席するのみである場合。
- 地方公共団体の第3セクターの代表者に地方公共団体の長が兼務している場合であって、代表者（事業主）は総会、役員会、記念式典へ出席するのみである場合。

事業主が上記イ、ロに該当する場合、事業主の特別加入の必要はありませんので、特別加入申請書（様式第34号の7）又は特別加入に関する変更届（様式第34号の8）に事業主の氏名は記載しないでください。この場合、必ず「特別加入除外理由書」を添付していただき、同理由書に事業主・労働保険事務組合の氏名・代表者印及び除外理由を明記のうえ提出してください。

(2) 特別加入者の継続委託

特別加入者である中小事業主が委託変更する場合（旧事務組合を委託解除した日の翌日に新事務組合に委託を開始する場合）であって、引き続き特別加入を希望する場合は、特別加入者の地位は継続するものとして取り扱うことができます。これを「特別加入者の継続委託」と言います。

イ 要件（次の2つの要件を満たすこと）

- ① 新事務組合への委託を開始する前に新事務組合から事務委託の承認を得ていること。
- ② 新事務組合への委託を開始する前に、新・旧事務組合に対し特別加入の継続の意思表示を行っていること。

ロ 提出書類

新事務組合から保険関係成立届（委託届）を提出する際に、旧事務組合の委託解除通知書（写）及び特別加入申請書（写）又は変更届（写）を添付してください。

継続委託は旧事務組合の委託解除通知書（写）が必要なため、旧事務組合は解除後速やかに委託解除の処理を行ってください。

(3) 委託変更

労働保険事務組合の合併（市町村合併に伴い労働保険事務組合の認可を受ける商工会及び商工会議所が合併する場合）に伴い労働保険事務の処理を新事務組合に委託することとなる場合等を「委託変更」といいます。

委託変更を行った委託事業場に旧事務組合で特別加入者がいた場合には、合併後の新事務組合から新たに特別加入の申請が行われなくても、旧事務組合より引き続き特別加入者たる地位が消滅せず、新事務組合の労働保険番号で特別加入者の地位が継続することとなります。

なお、委託変更の場合には、委託届の提出を省略できるとされており、旧事務組合による「特別加入脱退申請書」及び新事務組合による「特別加入申請書」の提出は必要ありません。

特別加入除外理由書

今般、中小事業主等の特別加入申請を致しましたが、事業主（**厚生太郎**）は（**高齢**）のため、就労できませんので、特別加入を除外して申請致しますから、よろしくお取り計らい下さいますようお願い致します。

令和 2 年 12 月 6 日

広島労働局長 殿

府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
34	1	01	912345	038

事業主の 住所 東広島市西条町寺家 6479-1

氏名 厚生建設株式会社
代表取締役 厚生太郎



上記は事実と相違ないことを、証明いたします。

労働保険事務組合の 名称 中国地方労務協会

所在地 広島市中区上八丁坂 6-30

代表者氏名 会長 岩山直子



労働者災害補償保険 特別加入に関する変更届 (中小事業主等及び一人親方等)
特別加入脱退申請書

振替種別 36241	◎裏面の注意事項を読んでから記載してください。 ※印の欄は記載しないでください。(職員が記載します。)
特別加入の承認に係る事業 府 県 所 管 管 轄 基 幹 番 号 技 術 番 号 労働 保 険 番 号 34101912345121	※受付年月日 9 令和 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <small>元号 年 月 日</small> <small>1-01ははは 1-02ははは 1-03ははは</small>
事業の名称 厚生労働建設 有限会社	事業場の所在地 福山市東桜町3-12

変更届の場合(特別加入者の変更) 特別加入者に関する事項の変更 特別加入者のうち一部に変更がある場合 特別加入者の異動(新たに特別加入者になった者)	今回の変更届に係る者 合計: 人 内訳(変更: 人, 脱退: 人, 加入: 人)	*この用紙に記載しきれない場合には、別紙に記載すること。			
	変更年月日 年 月 日	変更を生じた者のフリガナ氏 名	中小事業主又は一人親方との関係(地位又は続柄) 変更前	業務又は作業の内容 変更前	
	生年月日 年 月 日	変更後のフリガナ氏 名	変更後 1 本人 3 役員 5 家族従事者	変更後	
	※整理番号				
	変更年月日 年 月 日	変更を生じた者のフリガナ氏 名	中小事業主又は一人親方との関係(地位又は続柄) 変更前	業務又は作業の内容 変更前	
	生年月日 年 月 日	変更後のフリガナ氏 名	変更後 1 本人 3 役員 5 家族従事者	変更後	
	※整理番号				
	異動年月日 年 月 日	フリガナ氏 名	生年月日 年 月 日	※整理番号	
	異動年月日 年 月 日	フリガナ氏 名	生年月日 年 月 日	※整理番号	
	特別加入予定者 異動年月日 年 月 日 フリガナ氏 名 1 本人 3 役員 5 家族従事者	中小事業主又は一人親方との関係(地位又は続柄)	業務又は作業の具体的内容 労働者の始業及び終業の時刻(中小事業主等のみ) 時 分 ~ 時 分	除染作業 1 有 3 無	従事する特定業務 1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし
異動年月日 年 月 日 フリガナ氏 名 1 本人 3 役員 5 家族従事者	中小事業主又は一人親方との関係(地位又は続柄)	業務又は作業の具体的内容 労働者の始業及び終業の時刻(中小事業主等のみ) 時 分 ~ 時 分	除染作業 1 有 3 無	従事する特定業務 1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし	業務歴 最初に従事した年月 年 月 従事した期間の合計 年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 円
変更決定を希望する日(変更届提出の翌日から起算して30日以内) 年 月 日					

脱退申請の場合	以下の*欄は、承認を受けた事業に係る特別加入者の全員を特別加入者でないこととする場合に限って記載すること。 *申請の理由(脱退の理由) 事業廃止のため	*脱退を希望する日(申請日から起算して30日以内) 令和2年2月28日
---------	--	---

上記のとおり 変更を生じたので届けます。
 特別加入脱退を申請します。

〒720-8609 電話 (084) 923-8609

住所 **福山市東桜町3-12**
 事業主の氏名 **厚生労働建設 有限会社**
代表取締役 厚生太一 (法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

令和2年2月22日 広島 労働局長 殿

労働者災害補償保険 特別加入時健康診断申出書

広島 労働基準監督署長殿

下記の者について健康診断証明書の提出が必要ですので、「特別加入健康診断指示書」の交付をお願いします。

令和 2 年 11 月 2 / 日

労働保険番号	府 県	所 掌 管 轄	基 幹 番 号	枝 番 号
	34	10	19123450	18

事業主又は
特別加入団体の 住 所 三原市館町1丁目6-10

(名称) 村上塗装有限公司

代表取締役

氏 名 村上太郎



特別加入団体の場合には、その
主たる事務所の所在地、名称、
代表者の氏名

特別加入予定者のうち 健康診断が必要な者	特別加入予定 年 月 日	特別加入予定者の作業の内容及び作業に 用いる工具（又は材料、薬品等）の名称	左記の業務に特別加 入前に従事した期間	実施すべき健康診断 の種類 (該当する項を○ で囲むこと)
<u>村上二郎</u>	<u>令和2年 12月1日</u>	<u>一般住宅の建設作業、建物室内 の塗装作業（トルエン）</u>	<u>平成27年4月から 令和2年11月まで 5年8月間</u>	イ.じん肺健康診断 ロ.振動障害健康診断 ハ.鉛中毒健康診断 ニ.有機溶剤中毒健康診断 <input checked="" type="checkbox"/> ニ
			年 月から 年 月まで 年 月間	イ.じん肺健康診断 ロ.振動障害健康診断 ハ.鉛中毒健康診断 ニ.有機溶剤中毒健康診断
			年 月から 年 月まで 年 月間	イ.じん肺健康診断 ロ.振動障害健康診断 ハ.鉛中毒健康診断 ニ.有機溶剤中毒健康診断
			年 月から 年 月まで 年 月間	イ.じん肺健康診断 ロ.振動障害健康診断 ハ.鉛中毒健康診断 ニ.有機溶剤中毒健康診断

労働保険事務組合の証明

労働保険事務の処理の委託を

受けている
受ける予定である

ことを証明します。

令和 2 年 11 月 12 日

認可記号番号 _____ 第 123456 号

名 称 中国地方労務協会

労働保険
事務組合

の 主たる事務所
の 所在地 広島市中区上八丁6-30

電話 082-221
9246 局
番

代表者の氏名 会長 岩山直子



6 海外派遣者の特別加入（第三種特別加入）

（1）特別加入できる者

海外で行われる事業に派遣される労働者で、特別加入することができる者は、次の者に限られています。

なお、単に留学を目的として海外へ赴く者、現地で採用された者は、特別加入の対象とはなりません。

① 日本国内で行われる事業（有期事業を除きます。）から派遣されて、海外で行われる事業に労働者として派遣される者（労災保険法第 33 条第 7 号）。

*海外で行われる事業とは海外支店、工場、現地法人、海外の提携先企業等です。

② 日本国内で行われる事業（有期事業を除きます。）から海外にある中小規模の事業（金融業、保険業、不動産業又は小売業にあつては 50 人、卸売業又はサービス業にあつては 100 人、それ以外の事業にあつては 300 人）に事業主等（労働者ではない立場）として派遣される者（労災保険法第 36 条第 2 項）。

③ 独立行政法人国際協力機構など開発途上地域に対する技術協力の実施を業務（有期事業を除きます。）を行う団体から派遣されて、開発途上地域で行われている事業に従事する者（労災保険法第 33 条第 6 号）。

（2）特別加入の申請手続

イ 特別加入にあたっての前提要件

（イ）派遣元の団体又は事業主が日本国内において実施している事業（有期事業を除きます。）について、労災保険の保険関係が成立していなければなりません。

（ロ）派遣元の団体又は事業場単位で加入申請しなければなりません。

ロ 特別加入のための申請手続

特別加入するには、派遣元の団体又は事業主が「特別加入申請書（海外派遣者）」（様式第 34 号の 11）を、当該派遣元の団体又は事業場の所在地を管轄する監督署長を経由して労働局長へ提出し、その承認を受けることが必要です。（労災保険法施行規則第 46 条の 25 の 2）

本来は、当該団体又は事業主が承認申請をするのですが、労働保険事務の処理を事務組合に委託している際の事務処理は事務組合を通じて行うこととなります。この場合の提出先は、事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する監督署長となります。

なお、特別加入の加入申請に対する労働局長の承認については、当該加入申請の日の翌日から起算して 30 日の範囲内において申請者が加入を希望する日を承認年月日とすることとなります。

労働者災害補償保険 特別加入申請書 (海外派遣者)

紙票種別 36231		◎裏面の注意事項を読んでから記載してください。 ※印の欄は記載しないください。(職員が記載します。)																											
① ※第3種特別加入に係る労働保険番号		※受付年月日 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日																											
<table border="1"> <tr> <th>府</th><th>県</th><th>所</th><th>管</th><th>管</th><th>轄</th><th>基</th><th>幹</th><th>番</th><th>号</th><th>技</th><th>番</th><th>号</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		府	県	所	管	管	轄	基	幹	番	号	技	番	号															
府	県	所	管	管	轄	基	幹	番	号	技	番	号																	
② 団体の名称又は事業主の氏名 (事業主が法人その他の団体であるときはその名称) 株式会社 労働商会																													
③ 申請に係る事業	労働保険番号	府 県 所 管 管 轄	基 幹 番 号	技 番 号																									
	名称 (フリガナ)	カズシカギンヤ ロウドウシャウカイ																											
	名称 (漢字)	株式会社 労働商会																											
	事業場の所在地	広島市中区上八丁坂 6-30																											
	事業の種類	その他の各種事業																											
④ 特別加入予定者 加入予定者数 計 3 名																													
特別加入予定者		派遣先		希望する 給付基礎日額																									
フリガナ 氏 名 キョウジウ イチロウ 徴収 一郎	事業の名称 株式会社 労働商会 モスワ支店	派遣先国 ロシア	派遣先の事業において 従事する業務の内容 (業務内容、地位・役職名) (労働者の人数及び就業時間など) 製造販売に閉する業務 支店長 使用労働者数 35人 折戻労働時間 8:30~17:00	希望する 給付基礎日額 25,000 円																									
生年月日 昭和47年 11月 15日	事業場の所在地 Gyokholksky pereulok 27.129090, Moscow																												
フリガナ 氏 名 キシエン シロウ 基洋 二郎	事業の名称 同上	派遣先国 同上	製造販売及び事務 営業課員	希望する 給付基礎日額 16,000 円																									
生年月日 昭和59年 2月 20日	事業場の所在地 同上																												
フリガナ 氏 名 アンテイ サガウ 安定 三郎	事業の名称 同上	派遣先国 同上	同上	希望する 給付基礎日額 16,000 円																									
生年月日 平成2年 1月 13日	事業場の所在地 同上																												
フリガナ 氏 名	事業の名称	派遣先国																											
生年月日	事業場の所在地																												
年 月 日				円																									
⑤ 特別加入を希望する日 (申請日の翌日から起算して30日以内)				令和 2年 2月 1日																									

折り曲げる場合には (▶) の所で折り曲げてください。

上記のとおり特別加入の申請をします。

〒730-8598 電話 (082) 221-9246

令和2年 2月 24日

広島 労働局長 殿

団体又は事業主の住所 **広島市中区上八丁坂 6-30**

団体の名称又は事業主の氏名 **株式会社 労働商会 代表取締役 労働 四郎**

(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

【申請書等の記載にあたっての注意】

● 「団体の名称又は事業主の氏名」欄

当該申請手続きを行う派遣元の団体又は事業主を記入してください。

● 「申請にかかる事業」欄

派遣手続きを行う派遣元の団体又は事業主が日本国内で行う事業を記入してください。「労働保険番号」の欄には、既に保険関係が成立している派遣元の保険番号を記載してください。

● 「特別加入予定者」欄

加入予定者数は、特別加入申請書に登載されている者の数と同数です。

業務の内容については、従事する業務、作業の内容、身分（地位、役職名）、派遣予定期間について記載してください。

事業の代表者等として海外に派遣される方は労働者として派遣される方とは異なり、特別加入申請書に派遣先の事業の種類、当該事業における労働者数及び労働者の所定の始業時刻、終業時刻を記載することが必要です。また、申請書には派遣先の事業の規模等を把握するため資料（派遣先事業に係る労働者名簿の写し又は派遣先の事業案内等）を添付する必要があります。

ハ 給付基礎日額（労災保険法施行規則第 46 条の 25 の 3）

海外派遣特別加入者の給付基礎日額は、第一種特別加入者と同様、3,500 円以上 25,000 円以下の範囲で定められている額とされています。（P101 参照）

なお、給付基礎日額を変更したい場合は、3 月 2 日～3 月 31 日の間に「給付基礎日額変更申請書」を、監督署長を経由して労働局長あて提出することによって、翌年度より変更することができます。また、年度更新期間中にも「第 3 種特別加入保険料申告書内訳名簿」または「給付基礎日額変更申請書」により当年度に適用される給付基礎日額の変更が可能です。

※令和 2 年 4 月より、海外派遣の特別加入申請書・特別加入変更届とともに提出いただいていた「海外派遣に関する報告書」は提出不要となりました。

※委託事業場に係る海外派遣者特別加入申請書、変更届を労働保険事務組合が提出する場合は、余白に事務組合名称、代表者名を記載し、代表者印を押して提出してください。

（3）特別加入者の保険料

イ 保険料率

海外派遣特別加入者についての保険料率は、一律に 1,000 分の 3（令和元年度現在）と定められています。

ロ 賃金総額

海外派遣特別加入者各人の給付基礎日額に応じて定められている、「保険料算定基礎額」を合計したものが、第三種特別加入保険料算定のための賃金総額となります。なお、保険年度の中途に新たに特別加入が認められた場合及び途中で特別加入を脱退した場合については、第一種特別加入保険料と同様に、その年度における特別加入期間に応じた月数分の「保険料算定基礎額」とすることとなります。

ハ 保険料の給付

第三種特別加入保険料の納付義務は、特別加入の承認を受けた派遣元の団体又は事業主が負うこととされています。納付手続きについては、派遣元の団体又は事業にかかると一般の労働者についての事務手続きとは区別し、別個に申告・納付しなければなりません。

(4) 特別加入後の変更、脱退等の手続

イ 特別加入後の変更の手続（労災保険法施行規則 46 条の 25 の 2 第 2 項）

特別加入の承認を受けた後に、新たに特別加入を希望する者が生じた場合、あるいは一部の特別加入者を特別加入者でないこととする等の変更が生じた場合には、遅滞なく「特別加入に関する変更届（海外派遣者）」（様式第 34 号の 12）を提出しなければなりません。

なお、特別加入の変更の届出に対する所轄都道府県労働局長の変更決定については、当該届出の日の翌日から起算して 30 日の範囲内において届出を行う者が変更を希望する日を変更決定年月日とすることになります。

ロ 脱退の手続（労災保険法施行規則 46 条の 25 の 3）

海外の事業の終了等により、特別加入者全員を包括して脱退させる場合は、派遣元の団体又は事業主が、「特別加入脱退申請書」（様式第 34 号の 12）を提出し、承認を受けなければなりません。なお、特別加入の脱退申請に対する所轄都道府県労働局長の承認については、当該脱退申請の日から起算して 30 日の範囲内において申請者が脱退を希望する日を承認年月日とすることになります。

ハ 特別加入承認の取消し等（労災保険法施行規則 46 条の 25 の 3）

(イ) 派遣元の団体又は事業主が、徴収法、徴収法施行規則、労災保険法、労災保険法施行規則に違反したときは、その承認の取消しを受けることがあります。その場合には、特別加入者としての地位も当然に消滅します。

(ロ) 自動消滅

次の場合には、特別加入者としての地位が自動的に消滅します。なお、当該団体又は事業主は、その旨を所轄の監督署長に届け出なければなりません。

- ① 派遣元の団体又は事業主の行う事業についての保険関係が消滅したとき
- ② 国内に帰国した場合等労災保険法第 33 条第 6 号又は第 7 号に該当しなくなったとき

労働者災害補償保険 **特別加入に関する変更届** (海外派遣者)
 特別加入脱退申請書

職業種別 36243	◎裏面の注意事項を読んでから記載してください。 ※印の欄は記載しないでください。(職員が記載します。)
特別加入の承認に係る事業 労働保険番号 34301912340302	※受付年月日 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
事業の名称 株式会社労働商会	事業場の所在地 広島市中区上丁塚6-30

今回の変更届に係る者 合計: / 人 内訳 (変更: 0人, 脱退: 0人, 加入: / 人)				
変更届の場合 (特別加入者のうち一部に変更がある場合)	特別加入者に関する事項の変更 変更年月日 年 月 日 生年月日 年 月 日 ※整理番号	変更を生じた者のフリガナ氏名 変更後のフリガナ氏名	派遣先の事業の名称及び事業場の所在地 変更前 変更後	派遣先の事業において従事する業務の内容 変更前 変更後
	特別加入者者の異動 異動年月日 年 月 日 異動年月日 年 月 日	フリガナ氏名 フリガナ氏名	生年月日 年 月 日 生年月日 年 月 日	※整理番号 ※整理番号
	特別加入予定者 異動年月日 令和2年6月1日 フリガナ氏名 コウセイ コウウ 厚生 五郎	事業の名称 株式会社労働商会 モスクワ支店 事業場の所在地 Gorkholsky pereulok 2? 129090 Moscow	派遣先国 ロシア	派遣先の事業において従事する業務の内容 (業務内容、地位・役職名、労働者の人数及び就業時間など) 社内業務に関する事務 出納係員 希望する給付基礎日額 16,000円
	異動年月日 年 月 日 フリガナ氏名	事業の名称 事業場の所在地	派遣先国	希望する給付基礎日額 円
	異動年月日 年 月 日 フリガナ氏名	事業の名称 事業場の所在地	派遣先国	希望する給付基礎日額 円
	異動年月日 年 月 日 フリガナ氏名	事業の名称 事業場の所在地	派遣先国	希望する給付基礎日額 円
変更決定を希望する日 (変更届提出の翌日から起算して30日以内)				
令和2年6月1日				

従事する業務の内容、地位、役職名を記入する

折り曲げる場合には () の所で折り曲げてください。

脱退申請の場合 *申請の理由 (脱退の理由)	*脱退を希望する日 (申請日から起算して30日以内) 年 月 日
---------------------------	-------------------------------------

上記のとおり **変更を生じたので届けます。**
 特別加入脱退を申請します。
 令和2年 5月 22日
 広島 労働局長 殿

〒730-2538 電話 (082) 221-9246
 団体又は事業主の住所 広島市中区上丁塚6-30
 団体の名称又は事業主の氏名 株式会社労働商会 代表取締役 労働 五郎 (代表者印)

第5章 その他

1 国の口座振替制度について

(1) 国の口座振替制度とは（徴収法第21条の2）

事務組合が、委託事業主から交付を受けた労働保険料を国に納付する際、納付書に保険料を添えて直接金融機関で納付する方法と、国の口座振替によって納付する方法があります。国の口座振替は、各期別の法定納期日に、事務組合の労働保険料専用口座から引き落としを行うものです。

この制度を利用することで、事務組合は金融機関に出向く必要がなくなり、事務負担の軽減につながります。また、第一期の口座振替日は9月6日となりますが、7月10日の法定納期日に納付したものとみなされます。

(2) 対象となる労働保険料

継続事業（一括有期事業を含む）の概算保険料、確定不足保険料及び一般拠出金が対象となります。したがって、延滞金、算定基礎調査等による追徴金は対象になりません。また、事務組合が各期に納付すべき保険料の一部（労働保険番号の末尾の一部）のみを対象とすることは出来ません。

(3) 口座振替納付日

各期別の口座振替日は次のとおりです。

納付期別	振替日 (土日に当たる場合は翌月曜日)
確定不足 第1期分 一般拠出金	9月6日
第2期分	11月14日
第3期分	2月14日

(4) 利用申し込み

国の口座振替は、取り扱い金融機関が決まっています。事務組合は、対象となる銀行に労働保険料専用口座（普通又は当座）を設ける必要があります。

国の口座振替制度の利用を希望する場合は、金融機関で確認印を受けた「口座振替納付書送付依頼書（新規）」（口振様式第1号）を提出してください。国は、申し出があった場合には、その納付が確実であると認められ、徴収上有利と認められる場合に承認を行います。

(5) 届出事項の変更

事務組合は、次の事項に変更があった場合は、「口座振替納付書送付依頼書（変更）」（口振様式第2号）を提出してください。

- ① 住所、電話番号
- ② 預金種別
- ③ 口座番号
- ④ 届出印
- ⑤ 口座名義

なお、同一金融機関であっても支店を変更する場合は、一旦、口座振替を解除し、新規に依頼書を提出してください。

(6) 制度利用をやめるとき

国の口座振替を解除する場合は、「口座振替依頼書（解除）」（口振様式第3号）を提出してください。

(7) 各種書類の提出期間

	提出期限
第1期分に反映させる場合	2月25日
第2期分に反映させる場合	8月14日
第3期分に反映させる場合	10月11日

(8) 注意事項

- 滞納事業場が発生した場合は口座振替の前日までに、契約金融機関に対して滞納が発生している末尾の振替停止を依頼してください。その末尾の労働保険料については、納付書により納付する必要があります。また、メリット事業場が滞納となった場合は、そのメリット事業場についてのみ、振替を停止することができます。
- 金融機関の統廃合等により、支店、口座番号等が変更になった場合は、一旦口座振替を解除し、新たに口座振替依頼書を提出することとなりますが、本省において店舗コード等の変更に時間を要するため一時的に国の口座振替が利用できなくなるケースがあります。

2 事務組合の廃止について（徴収法第33条3項）

事務組合業務を廃止する場合は、60日前までに「労働保険事務組合業務廃止届（組様式第3号）」を提出する必要があります。廃止の時期について特に定めはありませんが、委託事業主や事務組合の便宜を考えた場合、年度末で廃止するのが望ましいといえます。

事務組合業務を廃止する場合は、委託事業主と事後の事務処理についてよく相談をしてくだ

さい。特に、特別加入を希望する事業主がある場合は、委託替えの処理が必要となります。委託事業主が不便を被らない形での整理が出来るように注意してください。

事務組合の廃止に伴って整理する事項として次のようなものが考えられます。これらの処理を行うために、業務廃止後も事務組合としての残務整理が必要となりますので、事務担当者等が対応できるような体制を作っておいてください。

廃止に伴って行うべき事務処理

- ① 委託事業主と労働保険事務委託解除通知書（組様式第 11 号）を交わすこと。
- ② 労働局へ労働保険事務処理委託解除届（様式第 17 号）を提出すること。
- ③ 廃止年度の確定精算を行うこと。
- ④ 国に還付請求を行う必要がある場合は、還付請求書（様式第 8 号）を提出すること。
- ⑤ 確定不足が生じる場合の納付方法を、委託事業主と確認して漏れのないようにしておくこと（国の口座振替を利用している場合、確定不足分は納付書により納付する必要があります）。
- ⑥ 国の口座振替を利用している事務組合は、口座振替の解除を申請すること。
- ⑦ 総コン利用事務組合については、マスター等の提出をするとともに労保連へ手続きの確認をすること。

3 労働保険事務組合総合コンピュータシステムについて

労働保険事務組合総合コンピュータシステム（以下、「総コン」という）は、全国労働保険事務組合連合会（以下、「全保連」という）が開発したシステムで、実施主体は広島県労働保険事務組合連合会（以下、「県保連」という）です。総コンを利用するためには、県保連の会員になる必要があります。また、利用料が必要になりますので、詳細は県保連へお問い合わせください。

総コンで行う処理内容は次のとおりです。

- イ 各委託事業主が納付すべき保険料の計算
- ロ 年度更新に伴う各種帳票、書類の作成
 - ① 労働保険事務処理委託事業主名簿
 - ② 委託解除事業主名簿
 - ③ 労働保険料算定基礎賃金等の報告
 - ④ 労働保険一括有期事業総括表 算定基礎賃金等の報告
 - ⑤ 賃金データ連絡票
 - ⑥ 労働保険料納入通知書
 - ⑦ 労働保険事務組合保険料申告書内訳総括表
 - ⑧ 保険料申告書内訳
 - ⑨ 労働保険料徴収及び納付簿
- ハ 事業場口座からの保険料引き落としと関係書類の作成、事務組合への通知

労働保険事務組合業務廃止届

労働保険番号	府県	所轄	基幹番号	他に付与 されている 末尾番号
	34	80	1912840	
業務廃止予定年月日	令和2年 3月 31日			
委託事業主の事業場の所在する地区	広島市、呉市、東広島市、廿日市市			
委託事業主数	23 人			
労災保険法第33条第1項の特別加入者数	24 人			

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第33条第3項の規定に基づき労働保険事務組合の廃止を届けます。

令和2年 1月 6日

名 称 中国地方労務協会

労働保険の主たる事務所
事務組合の所在地 広島市中区上八丁坂 6-30
(郵便番号 730-8538)
電話 (221) - 9246 番

代表者の氏名 会長 岩山直子



広島 労働局長 殿

[注] この届は、業務を廃止しようとする日の60日前までに事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所長又は労働基準監督署長を経由して所轄労働局長に提出すること。

社会 保険 労 務 士 記 載 欄	作成年月日・ 提出代理者の表示	氏 名	電話番号

4 電子申請について

令和2年4月から、次の特定の法人にかかる一部の手続きを行う場合は、電子申請で行うこととなります。

特定の法人とは

- 資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- 相互会社（保険業法）
- 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律）
- 特定目的会社（資産の流動化に関する法律）

一部の手続きとは

健康保険、厚生年金保険関係

- 被保険者報酬月額算定基礎届
- 被保険者報酬月額変更届
- 被保険者賞与支払届

雇用保険関係

- 被保険者資格取得届
- 被保険者資格喪失届
- 被保険者転勤届
- 高年齢雇用継続給付支給申請
- 育児休業給付支給申請

なお、これらの手続きは、委託を受けた事務組合が主体となり、電子申請を行うこととなります。

事務組合に委託している場合、次の手続きに関しては電子申請によらずに行えます。

労働保険関係

- 年度更新にかかる申告書（概算申告、確定申告、一般拠出金申告）
- 増加概算申告

公共職業安定所一覧（令和2年4月1日現在）

（＊ ○は出張所を表す）

安定所名 (安定所番号)	所在地・電話番号	管轄区域
広島 (3401)	〒730-8513 広島市中区上八丁堀 8-2 広島清水ビル TEL 082 (223) 8609	広島市中区、西区、安佐南区、佐伯区 (杉並台、湯来町を除く)
広島西条 (3402)	〒739-0041 東広島市西条町寺家 6479-1 TEL 082 (422) 8609	東広島市
○竹原 (3402)	〒725-0026 竹原市中央 5-2-11 TEL 0846 (22) 8609	竹原市、豊田郡
呉 (3403)	〒737-8609 呉市西中央 1-5-2 TEL 0823 (25) 8609	呉市、江田島市
尾道 (3404)	〒722-0026 尾道市栗原西 2-7-10 TEL 0848 (23) 8609	尾道市、世羅郡
福山 (3405)	〒720-8609 福山市東桜町 3-12 TEL 084 (923) 8609	福山市
三原 (3406)	〒723-0004 三原市館町 1-6-10 TEL 0848 (64) 8609	三原市
三次 (3407)	〒728-0013 三次市十日市東 3-4-6 TEL 0824 (62) 8609	三次市
○安芸高田 (3407)	〒731-0501 安芸高田市吉田町吉田 1814-5 TEL 0826 (42) 0605	安芸高田市
○庄原 (3407)	〒727-0012 庄原市中本町 1-20-1 TEL 0824 (72) 1197	庄原市
可部 (3408)	〒731-0223 広島市安佐北区可部南 3-3-36 TEL 082 (815) 8609	広島市安佐北区、山県郡
府中 (3411)	〒726-0005 府中市府中町 188-2 TEL 0847 (43) 8609	府中市、神石郡
広島東 (3414)	〒732-0051 広島市東区光が丘 13-7 TEL 082 (264) 8609	広島市東区、南区、安芸区、 安芸郡
廿日市 (3415)	〒738-0033 廿日市市串戸 4-9-32 TEL 0829 (32) 8609	廿日市市、広島市佐伯区湯来町、 杉並台
○大竹 (3415)	〒739-0614 大竹市白石 1-18-16 TEL 0827 (52) 8609	大竹市

労働基準監督署一覧（令和2年4月1日現在）

監督署名 (監督署番号)	所在地・電話番号	管轄区域
広島中央 (01)	〒730-8528 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2号館 1階 TEL 082 (221) 2461	広島市中区、西区、東区、南区、安芸区、安芸郡 東広島市（安芸津町、河内町、福富町、豊栄町、黒瀬町、黒瀬学園台、黒瀬春日野、黒瀬切田が丘、黒瀬桜が丘、黒瀬松ヶ丘を除く）
呉 (02)	〒737-0051 呉市中央 3-9-15 呉地方合同庁舎 5階 TEL 0823 (22) 0005	呉市、江田島市、東広島市のうち黒瀬町、黒瀬学園台、黒瀬春日野、黒瀬切田が丘、黒瀬桜が丘、黒瀬松ヶ丘
福山 (03)	〒720-8503 福山市旭町 1-7 TEL 084 (923) 0214	福山市、府中市、神石郡（神石高原町）
三原 (04)	〒723-0016 三原市宮沖 2-13-20 TEL 0848 (63) 3939	三原市、竹原市、豊田郡、東広島市のうち安芸津町、河内町、福富町、豊栄町
尾道 (05)	〒722-0002 尾道市古浜町 27-13 TEL 0848 (22) 4158	尾道市、世羅郡
三次 (06)	〒728-0013 三次市十日市東 1-9-9 TEL 0824 (62) 2104	三次市、庄原市、安芸高田市
広島北 (07)	〒731-0223 広島市安佐北区可部南 3-3-28 TEL 082 (812) 2115	広島市安佐南区、安佐北区、山県郡
廿日市 (09)	〒738-0024 廿日市市新宮 1-15-40 TEL 0829 (32) 1155	広島市佐伯区、廿日市市、大竹市

[令和2年7月]